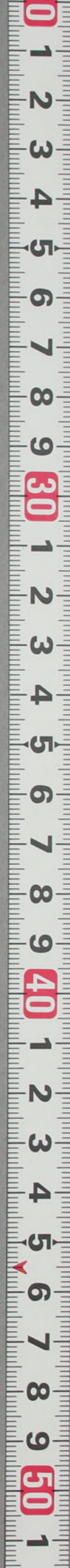


古今襪魁考

三

口 7
3222
3 止



558
8

古今妖怪考三止卷

平賀風經考

人門

武蔵國 大村

武蔵國 古橋

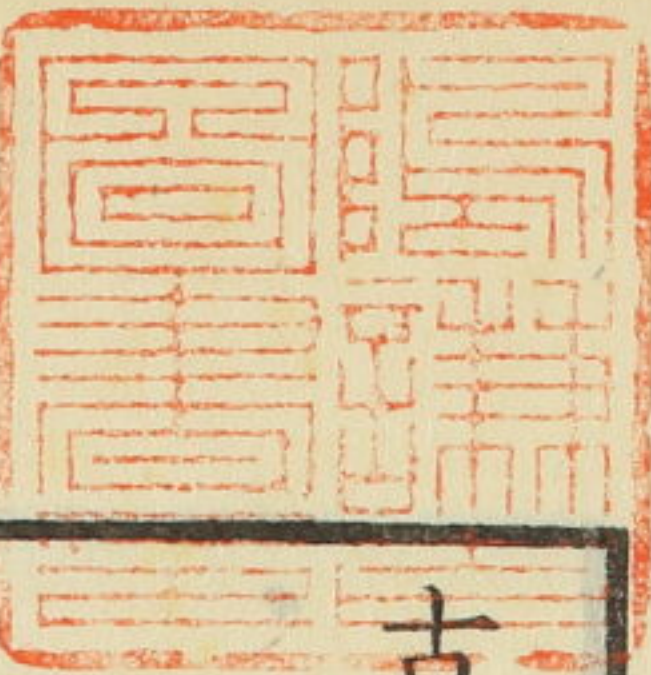
丹波國 池田



釋仁海も僧正を志して或女房小僧通して或某僧都と云ふ真
弟子歿生した。

古事談子成某僧都は仁海僧正の眞弟子歿して仁海或女房
小僧通して男子歿生して母曰く此兒成長せば此處に
此於ちか被露八座とて水鏡を撰りて被せしむ水鏡を
眼を人をもて存せられ其陰をうらむと云ふ事傳ひ傳ふ

門 口 7
號 3222
卷 3



古今妖魅考三之卷

平篤胤輯考

門 人

薩摩國 木村鈴滿

武藏國 古橋宗弘

丹波國 池畑厚牧

校 同

釋仁海も僧正也。或女房小密通して。成尊僧都と云ふ眞弟子ウケ成生し免。

古事談に成尊僧都は仁海僧正の眞弟子なり。仁海或女房小密通して男子成生しむ。母堂云く此兒コ成長せば此事コ此於ら披露ヒに及しとて。水銀を嬰兒小服せしむ。水銀を服せる人タもし存命タされむ。其陰全タらばといふ件タ此僧都

門 波
33
3



は男女子於て。一生不犯の人なりといひ。はる仁海僧正を。
鳥を食ふ人なり。房に有る僧は。雀をえも云を交取る。
城。パウくくと炒めて。粥漬れをせり用けるなり。然れど
も有驗の人にて坐けり。大師の御影小違をんと云りをも
有。空海は再生ありしや。はる十訓抄にも。仁海僧正は。
小鳥を食むる依とぞ。此はとて尋常の僧。よれ真似さま
はるらびと有り。雲景が未來記。愛宕山に集ひて。世を乱
さむと計るる天狗の中。此仁海も有り。まゝ古事談に。
成典僧正法服を著て。仁海の許へねをしる。けまは。房人
ら不思議事也と驚きて。仁海小告申しまは。此僧正を夢見

てけとて。又法服を著て出遇とてりれむ。成典地子下て
禮拜して。座り昇て申て云く。大師の尊顔を。禮し奉らむと
欲する志多年小及ぶ。而る小去依夜に夢す。大師を禮奉ら
むと欲せむ。仁海を見べきよし。其告ある小依て。参入る依
所也と云へ。れは此事元亨釈書にも見え。とて。

清水寺に老別當が。進命婦小係想して煩ひ死し。

宇治拾遺物語。古事談れども。進命婦若か。りる時。常小清
水寺に参詣しける小。師の僧を淨行八旬に者。依が。法花
經八万四千餘部讀むる者あり。此女房を見て欲心を發し。
忽小病に。既死むと。弟子ども奇哉として問

りらく。此病の有らま。普通の事ヨノツネ小非オホシメ。思食オホシメ以事カ此有る。被仰オラセラレ是コトは由ヨシ来キ此事コトなりと云ふ。此時語カタこゝろ云く。實ミコト小は京より御堂ミタ小參ミヤマら依ヨく女房メカド子。近く馴ナれて物を申ウタガハさむやと思ひしよ。此、三个年不食クハ此病ヤミ小成ナリて。今は己ミ小蛇道スナミチ子落オチ入イむと云。心ココロう此事コトなりと云ふ。爰コゝ子弟子一人。進命イノチ婦メの許ヨリ行イきて。此事コトをいふ時トキ。女房メカド布ヌど形カタく來キれ。病者ヤミ頭カシラをそらで年月トキ送オクこゝろる間マ髭ヒゲ髪カミは銀針ギンネハリを立タゑる様サマひて鬼オニ此コノ如トし。されど此女メカド恐オソ依ヨく氣色キシキれくちて云イやう。年トシこゝろ憑タ奉マれる志イサ淺アサうらぶ。何事ナニ小候サウふとも。争イカう仰ウタせを背ソムに奉マらむ。御身ミミくたちらせ給たまはざと。前サキ小コあどろ被仰オラざと。

と云ふ時トキ。病僧ヤミソウかき起タされて念珠ネンジュをとと。押揉オシモミて云イやう。嬉ウレシくも來キらせ給たまはざ。八万餘部ヤチマンヨリブ讀ヨミこゝろ法華經ホフケキヤウの。最第一サイダイイチ此文コノフミをば御前ミマエ小奉マる。俗ソコ生ナせ給たまはざ。関白セキハク攝政セツテイ子生ナせ給たまへ。女子メノコ生ナせ給たまはざ。女御メノミ后キミ子生ナせ給たまはざ。僧ソウを生ナせ給たまはざ。法務ホフムの大僧オホソウ正マサを生ナせ給たまはざ。と。祈イノりて。即スグ命終イノチノシマフりき。其後シノチ此女房メカド果ハタして。宇治殿ウヂノミヤ子思オモへて。參マらせて。京極キョウキョク大殿ダイテン四條宮シヨウミヤ三井寺サンヰジ此覺圓座主キョクエンザシを生ナ奉マれと。とぞ有ア。此も加カ此不淨フジヨウ觀ミ成ナせるや。但タしかく止事ヤムコトあき人ヒトをナ奉マれるを。偶然コウゼン此事コトあゆを。其驗ミコトの如トく。後ノチ小附會ミツクしる。説イハあり。法華經ホフケキヤウいうで然る志依ヨし有アらむや。

延喜此處。比叡山の増基法師が。俊子といふ女を契まぬ。

大和物語小。俊子が志賀小詣ありぬ。増基君を云ふ法師有り。此を比枝小住む。院の殿上もなる法師小ぬむ有り。ぬ。そき此俊子に詣ある日。志賀小詣合ひよりぬ。はし殿小局を志いて。万の事成云。かはしけり。今は俊子歸るあむを為り。其小増基に許よ。相見ても別ぬ。事無りせば。且く物を思はざらぬ。返し。いふあれむ。且く物を思ふらむ。あごても無く。我を悲志。とぬむ有り。言葉もいと多くぬむあり。同じ増基君。や。是旅人の許を知らぬ。草は葉小か。水露の身あれむ。や。心動く。小涙落らむ。と

詠りり。と有り。俊子は千兼と云ふ人の娘。小て。名高き歌作の姪女ぬる。大和物語小。數條よ出とめ。後撰集は作者小も入る。

釋親鸞が。觀世音の夢想と妄語して。肉食毒帯は宗を始。と。ぬ。釋日蓮は。貢高邪慢は悪言を放らる。魔事ぬぬハ更小も言を。密小日藏といふ眞弟子生け。此二人は事を。數多の書ども小見えある。此を別。委く。出定笑語の附録。云れむ。此は記さば。但し不姪妄語の破戒。據りて。魔道小墮。事云ふも更ぬ。儲。ま。寶物集小。不姪とて。女は方。目。小見遣。くら

と。數多^{アヒタ}れ經中小^{イニ}戒^{イニ}免^テて。女人は煩惱の源^ニあり。一度も犯^カせむ。五百世の間。彼^レ隨^シひて六趣小輪廻^ニ。毒蛇を見^ルと。女人をば見^ル及^リる^ニ交^フとも。一見^ル於^テ女人不離^ス三惡道^ニ。永結^ス三途業^ニ。何況^ニ於^テ一犯^ス定墮^ニ無間獄^ニ。あど侍れむ。見^ルる^ニ由^リ三途の業を結^スぶ^ニあり。定子^ハ此^ノ皇后宮^ニは。尼^ニありて後^ニ小子を生給^ヘり。増^シて女は心憂^フして死物^ト小^シて。華嚴經^ニ。所有^ス三千世界^ニ。男子諸煩惱合集^ニ。爲^ス一人^ノ女人之業障^ト。女人地獄使能斷^ス佛種子^ト。外面似^テ菩薩内心^ニ。如^シ夜叉^トとも説^クあり。和泉僧正の高位小上^ルも。國母小名を立^テる事^{アリ}。明達律師を母を犯^ス。順源法師を。知^リながら娘^ヲ嫁^スぐ。此道小^シ於^テは。忍^ビぐ^ニ死事と見^セと有^リ。

其を同書^ス。和泉僧正は。行業貴^クて。高位小登^リし程^ニ。関白兼良公^ハ此^ノ女^ヲ。東三條女院^ノ名^ヲ立^テ。明達律師を。下野國の人^{アリ}。幼少^シして天台山^ニ登^リ。漸^ク學文^シして人と成^リ。成^リあ^リ。生國^ヘ下^リ。母^ヲ見^ルむと思^ヒて下^ル程^ニ。母^ヲあ^リ。天台山上^ニ。子^ヲ戀^シか^シれ^ル。見^ルむと思^ヒて登^リる程^ニ。旅宿^ニ行逢^フて。母^トも知^ラず。犯^スし^テ。事^{アリ}。順源法師を。流轉生死^ニ。往因^ヲを觀^シて。孰^シ人^ヲ我^ガ父子^トあらぬや。有^リとて。娘^ヲを妻^トと^シ。遂^ニ往生^ノの素懷^ヲを遂^ニ人^{アリ}あり。○篤胤云。明達順源等^ガ水^ガぎは。我^ガ皇神^ハ此^ノ道^ニ於^テては。豫^モ母^ト都^ク國^ニへ逐^ハは^ル。重罪^ノの極^ニあり。我^ガ流轉生死^ノの

往因を觀じしる力よきて。極樂往生の素懷を遂ぐると
示せしむ。釋魔の態こそ。いとも邪ありけき。然れど往生し
ぬと示せしむ。釋魔が世を惑はす。暫し此幻術よこそ
有れ。實は皇神此道を破れる罪人ぬまむ。豫美都國へ逐
はまらむ事を。言はくも更ぬ。

此を實然る言ふて。右乃倫を。考はて魔道を免ざる徒れ也。
遍正僧正の俗ありし時此子。由性法師が。其親族の娘と語ひ
し。等は。父僧正也。法師の子は法師あるを宜とて。強て親子
と為し。るあるは。罪輕る。考きを。せし止事れく。貴み用られ
ぬ。依釈子との。此心を除敢。自法は魔道に墮し。めと思也

依を。亦劫河砂と多加る。考き。然れ。此みを記し。出ばむ。
ま。楞嚴經に。若不。斷淫。修禪定者。如。悉。砂石。欲成。飯。經。百千
劫。祇。名。熱。砂。何。以。故。此。非。飯。本。砂石。成。故。とも云へ。淫欲心
の。少。も。有。む。限。を。決。して。佛道を成さ。交。の。誠。あり。斯。有
は。眞。佛道を成せる。人は。古今。希。れ。依。及。く。そ。覺。也。依。
抑。淫。心。といふ。情。の。然。ば。り。除。敢。ざ。依。物。ある。事は。如何。ある
縁。あら。む。を。云。ふ。此。を。人。と。有。ら。む。者。の。子孫。生。く。考。は。き。根元
此。道。よ。て。此。天地。を。鑄。造。し。給。ひ。し。天皇。祖。神。と。御。座。に。二。柱。産
靈。大神。の。無。窮。人。草。茂。造。り。出。給。ふ。と。共。小。各。く。も。賦。属。し。給
ふ。る。本性。此。最。る。物。よ。て。此。本性。を。失。く。隨。ひ。用。ひ。て。子孫

を生くせしめ給む料小。彼一物を畢丸とを具備して生し
免給へきは。此二物を具して生らむ程の人を。小兒を除て。
弱よて老小至るまで。除らむと欲や。亦とも。其は大海の津よ。
汲干むと欲や。亦如き癡事にて。決して除敢ざる。甚も貴く辱
き賜物の本情ありかし。

但し希小は。彼二物を有れがら。然る性あき人も有由な
れと。決めて虚言小や有らむとさ。予思ゆるを。若實小。然る
人も有らむ。其は不仁物小ぞ有ら。俊成御歌よ。戀せむは
人は情の無らまし。物れ哀も是よ。ぞ知依。まゝ藤原隆信
朝臣此歌よ。色小そむ心を同じ昔よて。人のちらさ小老を

知るるれ。と詠まあるそ面白かりる。
然依小釋家此道を。此性を魔と名けて。天皇祖神の賦命小戻
已。子孫生この道を制むと。不淫の戒を立するは。左道此炳然
死物小非や。

但し僧尼をば。不淫戒を立るれと。俗人をば。邪淫戒と立て。
上引する楞嚴經小も。衆生其心不淫。則不隨其生死相續。
と云ふれども。其を姑く衆生よて有らむ間を云へる。て。
遂小を衆生は更あり。草木國土悉皆成佛とて。佛祖生替り
死替已。千身万變して。皆その道小導ひ入れむとの本願を
れむ。次く小釋子と為して。不淫戒を持しめ。世此人種を皆

盡らむと云ふ道ある事を。孰く辨ふ事し。

然れを古今此佛子ら。此性を去取さざりむを。然有べき理あり。其ハ佛子の去取さ取耳ならん。其法を立する佛祖も。久遠劫より成佛して居る。機を見て當時の世小出ると。口には言しうと。其は出山後の幻説小こそ有れ。山入ざりし程を。妻を三人もちて。子也も三人生し。中も羅喉羅也云し子は。成道と稱して。山を出る後。令生りし也や。自身既小自法を破する。破戒の人形也しうは。自業れ自刑を自得して。釋魔と成りむ事は。言はくも更なり。羅喉羅が出生は。出山より六年後あり也。此等の事は。悉く。

印度藏志小論い。其略説を。出定笑語小も云れ也。彼書ども小就て見べし。凡て大小乗此。眞の經論よりいふ説也。

俗の癡人等が説ふ。佛を本地よりて。神は垂跡ありと云ふ。是し此説此如くは。神を佛の隨意小成たりせば。彼男易女會の二物を付也。姪心を賦せし。頭も髪をも生ぜず。生じむべき事なり。小何とて佛祖を此身也始め。總ての人。身をも。神此心任り造らざる。彼魔羅惡者など。卑めたりも。其物を付けて。其事小苦ましめ。髪をも生じて生れ也。其を幾度とれく剃廻らし。えうぬき。勞煩也を為さむるや。又う此神通也。以て出家せしむる者也。其戒をも持し。除く。悉く煩惱魔をも除

誇き小。何とて其を去るおと能を。生涯其道小惑はしめ。終
みは妖魅の悪道に墮せむ。彼二物の有るが故。姪欲
心此有るを。其戎神乃産靈に隨意小造らる。不姪戒
を立ふるは。いふ小不法に甚し。其を不法としも
知らざ。頑愚に非ぶして何ぞ。是を以て。神を天地万物の
本地より。佛祖も神の産靈小憑。て生れ出する物。依事を
知。姪心の決。て除く。誇くらぬ。理をも辨ふ。辱し。

凡て此道を。邪事に如く云ふ道。は。其道小取。て。ま。正
道のおと云。神の道。おと。て。を。忌。じ。た。邪道。ある。を。神國
小生。きて。神に御。齋。と有む人。は。よく此旨を辨ふ。辱し。但し

此を庸人の。餘。小事を辨へ。て。歌文詞章の學。は。み。耽。
て。事。識。免。う。し。口。は。和學と稱。され。ども。古道。志。ある。
歌物語。は。佛縁。よ。て。淫。くと。て。佛意。入。了。博覽。小。誇。る。貢
高我慢の魔縁。小引れて。其道。小入らむ。や。欲。依。者。多。う。依。を。
傍。よ。て。見る。が。哀。堪。さ。ま。ば。千。一。も。然。る。徒。に。悟。ゆる
事も有らむ。か。と。誨。し。れ。く。語。て。眞。の。物。識。人。小。云。ふ。語。は
を。非。ぶ。う。し。猶。此。書。の。末。小。論。ふ。を。見。る。辱。し。
上。小。論。る。如。く。姪。心。に。極。免。て。除。く。れ。ざ。依。を。人。に。眞。の。道。ある。
は。佛。子。等。い。う。小。外。面。う。を。然。る。事。無。ら。む。状。を。清。僧。免。う。して。
世。了。振。舞。り。む。も。内。實。は。不。淨。行。の。多。かる。誇。き。事。成。思。ふ。べ。し。

然れむ大納言雅俊卿此。一生不犯の僧を擇むれしや。逃ニゲる法師も有しぬ。

此は宇治拾遺物語。京極の源大納言雅俊といふ人有けり。佛事を為らむに依り。佛前カネにて僧カネの鐘を打せて。一生不犯あるを擇びて。講を行われり。或僧の禮盤レムクの上ウラにて。少し顔氣カホケしに違タガヒはる様サマに成て。鐘木をとぎて振廻フリマハして。打もやらで。暫ヒラシはうウに有られむ。大納言オホノリいウふを思オモわれり。程ハジメ小コや。久しく物も云はで有けむは。人ヒトども覺オホツカ東トモなく思オモひる程ハジメ子コ。此僧コノソウ如ニあり。此コノ聲コエもて。皮都留美カハツルミはイのウ候ウケ。是コノと云イハふる小コ。諸人オホトガヒ頤ハナを放ハラヒちて笑ワラヒふる小コ。一人ヒトの侍サカラヒあり。

て。皮都留美は。いくばく許ハカりて候ウケひしと問トヒふる小コ。此僧首クビをハ祓ハラヒりて。此コノと夜部ヨベも為シて候ウケひきキ云イハふ。大方オホカタとよみ合アヒへシ。其コノ紛マギきキ早ハヤうニ逃ニゲりニと有アり。然サれど此コノいハせ正マサ直ナりシ僧ソウありしと通キコえて。一生不犯の僧を擇エラふと聞キて。破ヤ戒ケの罪ツミを恐オソゆる心ココロ。とシ乱ミダし逃ニゲるコトをシ。取トル乱ミダさシ不オカ犯カ顔カハして居イらむ法師ホウシ小コ。一人も此犯コノトギを為セざるは。有アらざるコト。りむと覺オシゆ。其コノ太ウツ秦シ比ヒ牛ウシ祭マツル文フミ子コ。長久遠ナガクトホク久ク拂ハラヒ比ヒ退ヒク久ク倍ベ支キ者モノ安里アサリ也ナリ。種タネの悪事アクシども擧アゲぐる中ナカ。癡癡オコリクツチ狂キヤウ傳デン死病シヤウ鐘カネ樓カ法華堂ハツツルミ乃ナ加カ波津留美ハツツルミ。聖教オホネスミ破ヤ留レ大鼠オホネスミ小鼠コネスミ女メ云イハふと記キし。長久遠ナガクトホク久ク根國底ネノクニソノクニニ國底クニ追オヒ拂ハラヒ退ヒク久ク戸支ウチ者モノ也ナリ。と有アるを見ミても。此行コノユキ

法師の常ツネ不有ツネし事は知らまじとて。此文は横川の源心僧都
が作とも。高野タカノ此空兼僧都の作とも云ひ傳ツトとて。何様イカサマも
舊コトき物モノうては有アルる也。

あゝ希レふは強シて勉ツトめて。一生不犯ツクあるも有アルり免タツシれど。只タツシ慎ツクみ
る許バカりてを。蘊ウン魔マ煩惱ハツ魔マを免タツシれず。其情の根ネを断タて。失ウシひ終ハテ終ハテ
ば。砂石セツシを蒸ムして飯イヒと成ナさむと欲ホシはる如トシく。百千劫ヒャクセンキヤクを經ツとも
成道イカンせむ。魔道マダウを免タツシれぬや云イハふ。自業自得果イカンある哉イカン如何イカンとせ
む。此コト了ツキ就ツキて思オモふ。古今著聞集コキンシヨクブンシツの南都ナンツも一生不犯ツクの尼ニ有アルり
也。遂ツロ小悪アレギ様サマぬる名ナ立タてる事コトも無ナクて止ヤミふり也。臨終リンシヨウいづ有アル
らむ。世ヨも有アルが。死シ例レイ小入コト云イハる依ヨ程チヨウ。病ヤシロを受ウケて大事オホコト小成コト

られむ。善知識ゼンシキ此コト為ナす。小僧コソウを一人請スじて。念佛ニホフを勸スむる。其
尼念佛ニホフをば申マウさば。麻羅マラの來クるぞや。麻羅マラ此コト來クるぞや。と云イハ
て終ツク了ツキより。一期イツキ此コト間マや。ちく思オモひとて。是コトは侍ハベれども。心
中ナカは此事コト係ケ有アルけ。是コトはよそ。かく終ツクりの言葉コトバも云イハる。免タツシ
何事ナニも只タツシ心の引ヒク方カタ。善惡ゼンアクの報ムクタイを定サダむる也。能タツシく用心ウシン有アル
はき事コトもこそ有アル也。

まゝ同書ドウショ。此頃コト一生不犯ツク此コト尼ニ來ク也。いまど齡ヨシの盛サカりて。見
目メあとも清氣キヨウキあり也。世ヨ状サマも佗ワレしからぬを侍ハベり。物詣モノモデ
あなる時トキ。所トコロ依ヨ僧ソウ此コト尼ニを見て。堪タカがとく艶エム小思コトけきども。如イカ
何ナニをせむ。思オモひ此コト餘アト也。小家コト成ナ見て置オキて歸カヘり也。其後コト思オモ

ひ忘^{ワス}ゆる事もな^カく。むしろ心小懸^カて。日^ヒ數^{カズ}を送^{カク}りて。い
かふも然^サて止^{ヤム}まき心地もせ^コねむ。人知^ヒまぬ思^シふ事あるべ^シ
て。彼尼の許^{モト}小尋^{タラネ}行きぬ。此僧見^ミ目事^メから。世^ヨに尼^ニ似^ニたり
りれむ。尼^ニに效^ヒを為^シて仕^{ツカ}れて。隙^{ヒマ}を伺^{ウカ}むと思^シひて行^ユ
ま^スり。彼所^{カレコ}に物申^{モノ}さむと按^ア内^{ウチ}あけし^シバ。やめて主^{アル}に尼^ニ出^デ
て。誰^{タレ}ありと問^トへむ。此僧胸^{ムネ}うち騒^{ウラ}れて。弥^{イヨ}く堪^タぐ多く思^シふ
隙^{ヒマ}を念^ネじて。別^ベの事^{コト}は候^マを。世^ヨにうはの空^{ソラ}なるやう小
候^マへども。宮仕^{ミヤツカ}に仕^シら年^{トシ}と。参^マて候^マあり。年^{トシ}ごろ頼^タみて
侍^ムてし男^{オトコ}小後^{コゴ}れて。頼^タむ方^{カタ}なき獨^{ヒトリ}人^{ウチ}にて候^マ。男^{オトコ}空^{ムナ}志^シく成^ナし
日^ヒよめ。状^{サマ}を替^カへ候^マへむ。尋^{ヨソ}常^{ツネ}の宮仕^{ミヤツカ}は。あども。叶^{カナ}ふまじく候^マ

手^テは箇^カ様の御^ミ遁^ト世^セに御^ミ邊^ヘふ。自^{オノ}於^カら召^メ仕^シを。ゆる事も
や候^マとて。参^マて候^マありと云^イけまは。實^ゲもうはの空^{ソラ}ふを覺^サ
ゆれども指^{サシ}當^アりて人^{ヒト}も欲^{ホシ}かまらぬ。其^{ソノ}心^{ココロ}に底^{ソコ}をば知^シら
ぬとも。物^{モノ}うち言^イふ状^{サマ}あども。優^{ユウ}氣^キあれむ。左^サ右^ウれく受^{ウケ}取^{トル}
て。りて。此僧^シま於^カ為^シねむ。心^{ココロ}地^チして。末^マも頼^タ母^ボしく
こそ思^シけま。宮仕^{ミヤツカ}ふりかひく。ま^マく實^マまあて。ま^マくも又^マ女^メ
とも覺^サえま。健^{クニ}ある方^{カタ}さへ有^アて。事^{コト}小^コ置^{オキ}て大^{オホ}切^キあ^アりれむ。
一^{ヒト}筋^{スジ}小^コ家^ケの中^{ナカ}に事^{コト}いひ付^ツて。又^マあ^アりき大^{オホ}事^{コト}に者^{モノ}あ^アりて侍^ムり
る。斯^{カク}て今年^{コノトシ}も過^{スギ}ぬ。今^{イマ}は是^{コノ}程^{ハジ}の大^{オホ}事^{コト}の者^{モノ}に思^シわれぬまは。
只^{ただ}世^ヨ渡^{ワタ}りぬも不足^{ナク}無^ナれむ。心^{ココロ}に中^{ナカ}乃^ハ本^{ホン}意^イをば。兔^{ウサギ}角^{ツノ}思^シひれ

かちみて過しり流。次の年此冬の頃よすは。夜寒のらむ。今
は我衣の下も寝よれど云へは。嬉しき事限あし。然小
付ても。弥く心れ動くま宅。静がくは。猶とかく心よ伺
ひま。其年もくれぬ。此尼正月七日を。別して持佛堂小候ひ
て。齋ししは時ばうを。出むらると。其間の事ども。此今
参この尼小ふく云ひ置て。朔日よて佛前よ行ひて候り。己
七日が間勤よく為て。八日は例の如く小て有る。日比
る精進ある上小。様く此勤免小。身も勞れり流りや。其夜を
ふらと志て寝とをり。此僧思ふやう。數ふれを今年は
三年小れとぬ。同事を旨をしてかくを侍るぞ。如何小も有

らば有れ。只今取付て本意を遂むと思ひ。よく寢入る
尼の股を廣げてはさまとぬ。豫てよめ巧み設する事あれ
む。夥し死物を苦もれく。根本まで突入をり。大死おれび
え惑ひて。何といふ事もなく引外して。持佛堂の方へ走
行ぬ。此僧何をれ然思ひ起る事を。今はよき事有らじ。如何
せむらる。胸騒がて。角かどふか。居て聞らば。此尼
持佛堂にて。鐘を何ま。敲き。丁くと物騒がしげ小打て。何
ややらむ物申し音して歸り。此僧いりぬ。耳聞むら
む。弥く咎遁れねべくも非とと思へ流り。此尼思をぬ小氣
色悪うら。何所小ぞと尋ぬる聲は。嬉しく覺えて。此

候と答られむ。やがて股を廣げて顔をはり懸りては。返まぐし思ひの外小覺えて。やがて押臥せて。年ぶらの本意を思ひに。修り迫伏せて。了。偕も何とて一番小は引抜きて。持佛堂へ入給ふ。と問られむ。其事あり是程子心。地よ死事哉。いかに我をかて。ふては有べき。上聞を佛小參らせむと。鐘打鳴して。參り起る。と答る。其後を打解りて。隙もれく。志られむ。是は。女男小成て。侍けるとも有。此を建長六年小記せる書あり。此頃と書出。是は。撰者此近く見聞する事と通え。と。事此有。やうを考ふる。小謂。亦一向宗といふ宗。此人の。何もう。毛上分は。阿

弥陀佛へといふ趣。見ゆるは。其宗此尼ありし。小也。空華老人の天狗名義考。よも。始小擧。する楞嚴經の文を引て。中古より戒律此法廢れて。行われ。剃髮染衣して。沙門の形と成り。僧正上人長老和尚。あとう。名乗れども。在家所持。此五戒八齋戒を。とも持。事れし。況や。沙弥戒比丘戒を。や。何ある智者行者と云へども。姪を斷。する者希。紫金山臺寺大僧正の。千手三河を寵し。一乘寺僧正増譽。此呪師小院を愛せる。が如き。宜しく。竝せ。按ふ。法し。魔道の盛。あるも。宜れりと云へ。千手三河が事も。古今著聞集。小見えて。男色。此姪あり。其文小。紫金山臺寺御室。千手といふ御寵童有。乃り。見目よ

く心さま優也けり。笛を吹き今様など謡りれむ。御最惜み
甚じかこりる程小。まゝ參川といふ童初めて參りりりり。
箏此琴ひき歌詠み侍りり。此もはと寵何て。千手がきら
少劣りまは。面目あしとや。退出して久しく參りりりり。或
日酒宴の事有て。様々御遊び有り候。御弟子の守覺
法親王あとも。其座を御坐り。千手をあど候はぬやらむ。
召て笛吹らせ。今様れど歌をせ候は。や也。申させ給りま
む。即御使を遣し召りりり。小。此程所勞の事候とて參りりり
けり。御使再三小及りれむ。然のみを子細申がごとくて參り
小りり。紋紗の両面は水干小。袖をむばらこ此雀は居りり

をぞ縫りりり。紫の袴を著り。殊小繁子そら
ぞたふまども。物を思入りり。氣色現りて。志め返りてぞ
見り。御室は御前小。御盃をさすられある折りて有りれ
ば。人々千手小今様をまゝ知れば。過去無數の諸佛小も。
捨られり。或如何せむ。現在十方は淨土小も。往生を法
き心あし。ふとい罪業重くと。引接し給へ弥陀佛とぞ謡
り候。諸佛小も捨られと云ふ處をむ。少加を成やうみぞ
云ける。聞人みな涙を流しり。興宴の座も事さめて。志免
り返りり。御室を堪り。縁させ給ひて。千手を懐りせて。
御寢所小御入り有り。満座のみじが。詈りける程小。其夜

も明ぬ御室御寢所を御覽じられむ。紅の薄様此重ありと
依を引やとて歌うた御枕屏風ヲ押付て有る。尋ぬべ
き君ぬらませばおびてはし。入ぬる山此名をばそれとも。
怪くて能く御覽じられむ。參川が筆ありなり。今様おめで
させ給ひて。又舊き小御心の赴くを見てかく讀侍せりる
小ころ。儲御尋有られむ。行方を知らず成りり。高野の上
とて。法師も成けるとかや聞えけりと有。古事談小。高野
此御室の御寵童小。常在參河といふ有りて。それらよ琵琶
箏あと成習をしめ給へる事有。其本注。高野御室と
は。覺法也申て。白河院。天皇此御子也。師子王宮とも申し。

常在を後小法眼も補せらむ。三河を後小三河聖人として。高
野山に住せる由見えあるは是あるよし。

呪師小院が事は。宇治拾遺物語小見えて。此も男色此姪也。
其文を畧れて引くは。一乘寺此増譽僧正也。經輔大納言の
子あり。貴くて活佛也。二度大峯も入。蛇を見る法を行
ひ。龍の駒を見おぼして有れぬ有状を志て行。旅人あり。
此僧正呪師小院といふ小童を。餘も小寵愛して。只法師小
成て。夜晝放ちおぼき有と有る。成童いづく候べ也。
今志ばし斯て候は。やと云けるを。僧正れも最愛さ小。と
成と有られむ。童志ふく。小法師も成りり也。儲過る

程小。春雨打ろく死て徒然なる小。僧正人を呼て。呪師小院
が兒ありし程の。装束は有りと問ゆ。小。納殿ういまご候
と申けれむ。取て來よと云れり。持て來れむ。此を著よと
云まり。呪師小院見苦しく候あむや否り。只著よと
迫ら流まむ。傍よ立忍びて。そぞぞ出て出來る小。露昔
小加はらげるを。僧正うち見て。かいを造られけり。小院も
打泪ぐみて立たり。僧正一曲成と望れり。少し覺
て候とて。一拍子いと面白く舞る小。僧正聲を放ちてぞ
泣まける。儲こち來よと呼よせて。搔撫け。何し小出家を
させりむと悔まられむ。小院も流まばこそ。今志はしと申

候ひし物をと云ふ。装束ぬがせて。障子此内へ具して入れ
小り。其後をいうる事加有む。知らぬと有。○猶男
色の事は。北村季吟の著せる。岩流くぶといふ書有て。古今
集よ。以後代々此撰集。まづ物語書此中より抄出して。三
十餘人此事の見ゆる。大抵を法師ある小就ても。此行も。
僧徒の專とせし事と思はる。此外和漢の書に記せる事多
うま。と。されみを引出。上小舉ある事實とも。考へ通して。世々此法師等の。魔縁を
脱れし。希なる事を悟る。魔縁を脱まざれむ。悉く魔
道に墮て。妖魅の部属と成りむ。事疑ひなし。其やうて自得果

亦依之如何^{イカ}せむ。何れ^{イキ}忌^クし此業報^イ依^ルるも。

猶その魔界^マに落^{オチ}る依^{サマ}状^{サマ}也。次^{ツギ}に記^キせる事^{コト}成^{ナリ}て知^チる法^{ホウ}し。
而^{シテ}釋^{シヤク}魔^マ此境界^{キクワイ}に墮^{オチ}入^イる者は。三熱^{サンニツ}の苦^クとて。毎^ヒ日^{ニツ}に三度^{サンタク}鎔^{ユウ}
銅^{ドウ}を飲^{ノミ}み。種^{シノグ}々の火攻^{ヒゼツ}逢^アふといふ事^{コト}此^{コト}聞^キゆるを。前^{サキ}には釈^{シヤク}
子^シ小成^{コセイ}を依^リ者と云^イふとも。神^{ムスビ}の產^{ウマ}靈^{レイ}に依^リて生^ナ出し者^{モノ}ある小^コ。
神^{カミ}の道^{ミチ}をば。死^シ後^ゴに然^サる刑^ケを設^セけて。罰^{バツ}し給^{タマ}ふ事^{コト}此^{コト}證^シす。古^コ書^{ショ}
小^コ曾^{ソウ}て見^ミされむ。決^キめて俗^{ヨク}に妄^{マウ}説^{セツ}すると思^{オモ}ふと。和^ワ漢^{カン}
古今^{コキン}に實^{ジツ}事^{ジツ}を正^シしく其事^{コト}の聞^キえて。更^{マシ}に浮^{ウキ}くる説^{セツ}小^コ非^ヒざれ
ば。深^{フカ}く考^{カウ}ふるも。實^{ジツ}小^コ本^{ホン}因^{イン}有^ユて。彼^カ界^{カイ}に入^イる者は。其^{ソノ}苦^クを受^{ウケ}
ふと。灼^{イチャ}然^{ニル}き事^{コト}小^コ亦^モ有^ユる。其^{ソノ}本^{ホン}因^{イン}は。因^{イン}緣^{エン}僧^{ソウ}護^ゴ經^{キヤウ}と云^イふ物^{モノ}小^コ

見^ミらる。其^{ソノ}趣^{ソウ}を僧^{ソウ}護^ゴ比丘^{ヒキウ}とて。佛^{ブツ}戒^{ゲイ}を持^タつて放^{ハツ}逸^{イツ}して。種^{シノグ}々の
教^{ケウ}ふれど用^{ユウ}ざる者^{モノ}有^アりしは。佛^{ブツ}祖^ソのそ強^{チカキ}小^コ戒^{ゲイ}を持^タちめむ
とて。彼^カ比丘^{ヒキウ}が伴^{トモ}を失^{ウシ}ひ。路^チに迷^{マヨ}へる程^{ほど}に。破^ハ戒^{ゲイ}の者^{モノ}に鬼^キ界^{カイ}に
墮^{オチ}て。苦^クを受^{ウケ}依^リ有^ユ状^{サマ}也。變^{ヘン}現^{ゲン}して見^ミせらる。本^{ホン}因^{イン}ありし也。

一 因^{イン}緣^{エン}僧^{ソウ}護^ゴ經^{キヤウ}といふ經^{キヤウ}也。三^{サン}藏^{ザウ}聖^{セイ}教^{ケウ}目^メ録^{ロク}也。小^コ乘^{ジョウ}經^{キヤウ}單^{タン}譯^イの処^{トコロ}
に。出^デて。信^{シン}ず釈^{シヤク}迦^カ氏^シの遺^イ事^ジを記^キせる物^{モノ}と見^ミらる。凡^{ソレ}て佛^{ブツ}經^{キヤウ}
は。大^{ダイ}乘^{ジョウ}部^ブ小^コ也。釈^{シヤク}迦^カ氏^シに本^{ホン}説^{セツ}甚^シ希^キなるを。小^コ乘^{ジョウ}部^ブ小^コは。實^{ジツ}に
遺^イ説^{セツ}を存^{ゾン}せり。其^{ソノ}由^ユは。印^{イン}度^{タク}藏^{ザウ}志^シ小^コ論^{ロン}へり。

其^{ソノ}文^{モン}小^コ僧^{ソウ}護^ゴ比^ヒ丘^{キウ}失^シ伴^{トモ}。涉^{セツ}路^ロ未^ミ遠^{エン}。聞^{ケン}捷^捷推^推聲^{シヤウ}尋^{ジン}聲^{シヤウ}向^{キヤウ}寺^ジ路^ロ值^{ジツ}一人^{ニヒト}。
即^{ソレ}問^{モン}曰^{イハレ}何^{ナニ}故^ケ打^{ウチ}捷^捷推^推。其^{ソノ}人^{ニヒト}答^{コタヘ}曰^{イハレ}入^{イリ}溫^{オン}室^{シツ}浴^{ヨク}僧^{ソウ}護^ゴ念^{ネン}言^{ゴン}我^ガ從^{ジュウ}遠^{エン}來^{ライ}可^カ

就僧浴卽入僧房見諸人等狀似衆僧共入溫室見諸浴具浴衣
瓦瓶瓦器浴室盡皆火然其時僧護見諸比丘共入溫室入已火
然筋肉消盡骨如焦炷僧護驚怖問諸比丘汝何人比丘答曰汝
到佛所可問佛便捨寺逃走進路未遠復值一寺其寺嚴博殊能
精好亦聞鍵椎聲衆僧食飯食器敷具人及房舍盡皆火然復見
一寺諸食器中盛滿鎔銅諸比丘等皆共食已火然咽喉五臟皆
成炭火流下直過云々詣祇洹精舍問佛佛言汝所見是地獄罪
人迦葉佛時出家比丘不依戒律頌已愚情以僧浴具及諸器物
隨意而用持律比丘常教軌則不頌其教從迦葉佛涅槃已來受
地獄苦至今不息云々是故我今更重告汝當勤持戒頂戴奉行

と見え云々此を佛祖の例に神通方便をもて變現して見せ
あるの依こと印度藏志まゝ出定笑語に論へる其弟の難陀
が出家せむ事を辞ふを天堂地獄に有狀を變現し見せて驚
怖せしめ遂に出家と成る方便と同じに子以て悟べし
諸比丘等問へむ比丘等が答ふ汝佛所に到りて佛に問
ふ及しと曰しを有るも正に同じ方便ありはる迦葉佛と
云ふを此も佛祖の方便其道の新治道ならぬ證にとて
立する過去七佛に中あり有名無實ある幻説の佛名ある
あと富永仲基が説有しよ也心ココロサト智チ人ヒトに普アヘく知チる事コトれ
依ヨをヤ然ナる實サれキ佛名をいひ出でて其時ありと云ふ依ヨ子

て方便の變現あるたと。殊小著明ありかし。

其はま於諸越めて正し。此事實の有しは。唐に法華傳といふ書に。隋相剌僧玄緒。有同房友道明者。以大業元年三月於本寺卒。其年七月玄緒因行至郊野。日暮忽遇伽藍。便往投宿。至門首乃見道明從寺方出。儀容言語不異平生。遂引緒至房。緒私心怪之。而不敢問。至後夜明遂起。謂緒此非常處。慎勿上堂。至曉鐘時復來。語緒不許上堂。而形軀頓消。衰顏色殊。改明去後。緒遂往食堂。後窗邊觀覘其事。禮佛行香。皆如僧法。昔貢高逝者多列坐而在。維那唱施粥。已即見有人舁粥。將來粥皆作五色。行食遍並見諸僧舉身火然。宛轉悶絕。躡地如一食之間。維那打靜。諸僧

一時無復苦相。緒駭懼。還所止房。少時明至。轉更憔悴。緒問之。明曰。此是地獄。苦不可言。と見えし。

かゝる類の事共々。法苑珠林に甚多く擧げし。披見べし。

はく皇國籍も。此のいと能似する事ども有り。そは今昔物語集に。東大寺に住る僧あり。花を摘んで。東に奥山に行き。道に迷ひ。山に迷ひ。何處とも思へば。谷迫りて。夢の様と思へて。歩み被行れ。我は何ぞ成ぬる。迷神小値する者こそ。此に有れ。何處に行小ら。有らむ。怪くも有れ。と思く。行れ。迷神は。狐あどの類をいふ。人哉。途に迷は。奇事をれ。宇

治拾遺物語。今昔物語等。左京屬俊宣と云る人。其の迷
神を悩まされし事見えしなり。

平の依瓦葺の廊の様。小造ある有。見れを隔る。其僧房の様あり。恐く内ふ入。て見れむ。東大寺。死し僧有り。恐しき事限なく。早う此僧。悪靈あど成て。住む處あり。思ふ。此死する僧。其の僧を見て云く。汝何よし。して此處。來ざるぞ。此を人。輒く來べき處。非交。希有。此事。行ふ依僧。答云く。我花を摘む。が為。山。行。我も非交。恍々。心地して。かく歩み來。死し依僧云く。かく對面し。依極めて喜ばし。此事あり。と。泣こ。限なし。行

る僧極えて恐思へども。此對面し。依を喜ばし。此事也。と。共小泣く。死ある僧云く。汝深く隠れ。壁の穴あり。密小臨きて。我が受依處の苦を見よ。我寺小在し。と。徒小僧供を請食ひて。過ぎ。倦。依日は入堂をもせ。ま。學問をも為し。て在き。其罪ふ。毎日小一度堪。あ。苦患。受るあり。漸く其期。至あり。と云程。此僧の氣色は。只替り小變。て。悩ましげ。小恐ろしげ。成ぬ。此を見る。小。今。此僧も。堪難く思也。本の僧云く。疾く隠れて。此壺屋。入りて。壁より。臨け。と云。予は。言。子。從ひて。這入。て。戸を開て。壁の穴。よ。臨。を。忽。小唐人。此姿の如き者。とも。極めて。恐し。げ。ある。額。小。帕。額。し。

る四五十人許。空よ下飛トバが如く。下シ來ぬ。ま於マ盜人ヌスビトを打於ウ機ハカリを忽タチ小土コツチを掘ウて立タて於マ其後キノチ火ヒを大オホに儲ホりて。鏝ホド字ジ居スて。銅アハネ放入アハネきて湯ユ小漏コロカしつ。其中ナカに主人ヌシと思オモひた人ヒト三人サニ有アて。胡床アグラに著ツき竝ナり。後ノチに赤アカき幡ハタども立タて竝ナり。其氣色キシキを見るミる。小コ更シに此世コノヨの事コトと思オモへば。此人コノヒトに極キめて恐オソ氣シある音コト成ナりて。疾トく召メ出シよと云イへば。使ツカ二三人ニサニヒトばかり走ハシ分ワきて。此僧房コノソウボウの内ウチに入イりて。暫シブ計ケあれを。十人ジュウヒト計ケ此僧コノソウを緋ヒの繩ナハをもて。網アミ列ツラ孫マて將マシ出デり。其中ナカに小見知コミチあるも有アり。見知ミチざるも有アり。され此機コノハカリの本ホに小將コノサマ寄ヨりて。機ハカリおと小結コノムス付ツ於マ機ハカリに員カズを。此僧コノソウどももの員カズに如ナく有アきは餘アリあるはなし。皆みな動ウべくも亦またく寄ヨせ於マ其後キノチ大オホに

る金箸カナバシをもて。僧ソウの口クチに小入コノイきて。口クチ有アるかぎに開アけぬ。其口コノクチに鐵テツ囊フクロに銅湯アハネユを入イれ。僧ソウ共トモに口クチおと小宛アハて入イりて。暫シブ許ケあてて。尻シラより流ナれ出デて目メ耳ミミ鼻ハナよ下シ焰ホいで。身ミの節フシおと小煙コノケリ出デて。各みなに涙ナミダを流ナし。多オホ叫コエて音コト悲カし。僧ソウおと小皆みな次第ツグに飲ノませ畢マり。於マ其は皆みな解トキ免ユルて本ホの房ボウに小返コノマカし送オつ。其後キノチ此人コノヒトども空ソラに小飛コノトビ昇ノボりて失ウせぬ。此僧コノソウ此コノを見て。生イある小も非ア交マ。為セ方カタあく。衣イを引ヒ纏マいて臥フシり。然シカる間マに房主ボウヌシの僧ソウ來キて。壺屋ヒヤヤを開アれ。起オキ上アりて見ミる。小術コノマカ无ナき氣色キシキおて。見ミ給タマひ於マやと云イふ。此僧コノソウ云イく。此コノを何ナニかして何ナニの程ほどよ。此コノ苦患クワンを受ウ給タマふぞと。房主ボウヌシに僧ソウ云イく。我ワ死シて去サれはち此所コノトコロに來キて。此僧房コノソウボウに住スまり。寺テに

とて徒イム信施を受て。償ツツふ方無レし。依レて。此苦を受るなり。
速ミヤカに返レて。給レ子と云けれむ。此僧其處を出て。道のまレく。返レけ
と有り。まレく。砂石集ル。南都の興福寺ニ。學レ匠有リ。已レ。他界ニ
此レ。彼生處を床ユカしく思フ。弟子何レ。已レ。或時春日野ニ。師匠
小行合メ。和御房ニ。已レ。生處を不審ニ。思ヘ。已レ。いざ見せむとて。
春日山ニ。此奥へ具シて行くニ。興福寺の如き寺何レ。三面の僧
房何レ。已レ。彼師ガ。房子呼ヨビ入レ。已レ。此ニ。居テ。わが有リ。状ヲ。見ユ。と云
ふ。已レ。佛事講行ト。覺ガ。しくモ。面ク。小法服を取り。裝束ヲ。著キて。
講堂ト。覺シ。已レ。並居ナ。て問答ハ。ること常ニ。已レ。如シ。其後空カラ。已レ
足あるカニ。釜ヲ。已レ。くト。とて零オチ。るニ。小銚子土器カ、ラケイ。体の物も。拾ヒ。

已レ。て落ち。獄卒の様ある者落下セ。釜の中ニ。銅ニ。湯ノ。沸ク。
るを。銚子ヲ。汲ク。入レ。已レ。て。土器ヲ。みテ。押カシ。廻バ。僧等ニ。飲ム。志ヲ。むル。小。術
あげぬる氣色ヲ。みテ。皆飲ム。頓ヤカ。て身は燒失ヤケウ。せぬ。とばりト。已レ。有
て。已レ。本ノ。如ク。蘇生シ。て。我房へ歸カ。已レ。我等名利の心ヲ。已レ。佛
法を學行せし故ニ。已レ。かク。る苦を受るル。已レ。りト。云ハ。るを見聞て
弟子ニ。此僧も。學レ。匠ト。已レ。て公請ヲ。已レ。勤ツ。りレ。已レ。此ニ。已レ。發心シ。て。修
行ニ。出テ。何處イック。ともれく逐電シ。けレ。已レ。已レ。有リ。此文ヲ。其苦界を
春日山の奥ニ。已レ。しト。云ヒ。上カミ。ある法華傳の文ヲ。已レ。も。郊野あり
しト。云ハ。れト。此ヲ。共ニ。我人ワレヒト。の見ヲ。已レ。と欲ホリ。まレ。其縁ヲ。已レ。く
ては見レ。らレ。處ヲ。非ニ。已レ。まレ。元ヨ。已レ。神ニ。已レ。御態ミ、フナ。已レ。かク。る苦界

を設け置給ふも非也。即その因縁を。佛祖始めて地獄の苦相を説し以來。それ説了應じて妖魅乃変現せる也。此を佛書小邊地地獄と云へて。其は新婆沙論小邊地地獄或在谷中。或在山上。或在瀆野。或在空中と見えざる是也。

空華老人も。法華傳の説也。砂石集此説とを。僧護經了引合せて。天狗の苦相正しく符合也。尤信を極小足れ也。又その住处も。人界と雜はて居て。常人の見る所も非也。華嚴經も。夜叉宮殿與人宮殿同在一處。而不相雜。各隨其業所見不同と云へる小全く同じ。はる法華傳れ文小。貢高は逝者多く列坐して在るといふ。貢高我慢を天狗の業因あるが故也。

まゝ付法藏經小。堂閣嚴飾衆僧經行禪思。日時以到鳴槌集食。食將欲訖。爾時飾膳變成膿血とある文も。天狗の苦相に似たりと云へる。實然依説あり。まゝ佛者れ古き諺も。現在甘露未來鐵丸とも。智度論も。以貪著美味故當受苦。洋銅灌口噉燒鐵丸也とあり。

但し佛説小因りて。出來ある界はみれらば。元よ神界あり。まゝ仙界もあり。其宮殿まゝ野も山も。何處も有りて。是は現人の宮殿家居と同く。一處も在れど相雜らば。其縁なくは。常人小見ゆる事なく。遇ひは見る人も有れど。所見同らば。隱顯定なきこと。神境の事也。神世の海宮は有狀

をもて知す。仙境の事は。諸越モロコヒ此桃源の故事れどを以て悟す。
其心を擴めて。佛説よす出來し。妖魅界此事をも辨ワカふべし。
神境と仙境と此事は。古史傳まゝ。赤縣太古傳。三神山考れ
ど。小委シムく註せむ。此書は唯そ此大凡オホヨソ字云れみあり。
儲サテまゝ。佛法小寺物を仕ツカふ者も。死て後甚イニじき苦患を受ると
云ふ誠有す。此う就て今昔物語集。奈良此大安寺の別當ふ
さるる僧の娘に許す。藏人ありる人の忍シびて通ふ程カヨ。互
小去サリガム難く相思ひて有れむ。時くは晝も留トまり。或時晝寢
あつさるる依夢ユメ。俄ニハカに此家の内ふ。上下此人惶トて泣合ナキアヒ。何
あまは斯カクを泣ナより有むと怪アヤシれむ。立行て見る小。舅ニヤトに僧姑シヤク

の尼公よと始めて。有限りの人皆大ある。土器カハラケを捧サげて。泣迷ナキマヨ
ひりり。何イカなれむ。此土器を捧サげて泣ナやらむと思ひて。慥タシカ小吉ヨク
見れむ。銅の湯を土器カハラケとふ盛モれり。打責ウチセメて鬼の飲シせむ。ど
ふも。飲シべくもれき。銅の湯を。心ココロや泣ナく飲シありり。辛カラく志シて
飲果ノミハテ於れむ。亦モこひ副ツクて飲シむ者も有す。下れ下衆ゲジウ子至るまで。
此を飲シざる者あり。我傍カガハラ小臥シる娘をも。女房來て呼ヨべむ。起オキ
て往イぬ依ヨを不審オボツカナさ。小まゝ見れむ。此女も大ある。銀器ニホカネ子。銅の
湯ユ字一器入れて。女房とらねば。此女取リて。細ホソく勞ラウさげある
音コト張ハさし舉アゲて。泣ナく飲シめむ。目耳鼻メノハより焰煙ケリクエと出ぬ。奇異オキミと見
て立タつる程ハジ。小まゝ客入キヤクニ小參ニヤらせよと云ひて。土器カハラケを臺タテ小居ス

あて女房持來る。我もかゝ旅物を飲むびるうと思ふ。奇異
くて迷ひ騒ぐと思ふ程。夢さめぬ。驚きて見れむ。女房食物
を臺小居あて持來り。舅此方小も物食ひ喰ひ音あり。其時小
思はく。寺此別當あれむ。寺物を心不任せて仕ひ。寺此物を食
小こそ有らぬ。其かかくは見ゆる也。忌々しく心疎く
覺えて。娘の思はしさも忽ち失せぬ。然れむ構へて。此を食は
じと思ひて。心地悪死由を云ひて。物も食ひして出ぬ。其後を
遂小彼方行り成小り。と有る。
此事は。宇治拾遺物語にも出されむ。按了文を合せ見て。多
く今昔物語よよて記し於。

此を上小引さる僧護經小。順己愚情。以僧浴具及諸器物。隨意
而用。持律比丘常教。軌則不順。其教從迦葉佛涅槃已來。受地獄
苦至今不息。云くあやしい僧等此を口實とあて有る故。了。
それ即實の業報とありて。幽小かゝ旅苦刑に出來て。死ぬれ
むやがてそれ報を受る有状を。あて此小藏人ある人。此夢小
見はせるなり。此藏人あてりる人。何ある神の御靈を。賜
ひりむ。正うその有状を夢小見て。疾く此女乃許し行ひ成
しハ。甚も賢かりなり。此小就て按ふ。今世此僧等小。寺物を
用さる者一人やは有る。あて世に在る人の事。欠さる状。法
師の女を妻とばるも多加る。其後世此業報乃程の思ひ志

られて。いとも哀ありかし。

は。今昔物語集。比叡山に在し僧の山を去て。摂津國の
行て。妻を儲りて在ける。其郷にて法事行ひ。供養ある。多
る。此僧を呼て講師とあり。此僧其行の餅を多く
得れど。人にも與へ置たりける。妻が此餅を益れく子
共從者。小食せむよ。とは。破集めて酒小造らば。やと思ひて。
夫の僧。かくあむ思ふと云へば。いと吉か。されむ。云ひ
合せて。酒小造りり。其後久く有て。其酒出來らむと思
ひて。妻往て壺の蓋を開きて見る。内。動く様。見也。怪
と思ふ。暗くて見えぬ。火を燈して。壺。指入。て見る

小。大きぬ。小。小。蛇。一。壺。小。頭。を。指。上。て。蠱。め。き。合。し。て。穴。佈
ろ。此。を。い。り。ゆ。と。云。て。蓋。を。覆。ひ。て。逃。去。せ。ぬ。夫。の。僧。小。此
由。を。語。ま。は。其。を。女。れ。僻。目。り。我。行。て。見。む。と。て。火。を。燃。し。て
臨。く。小。實。子。多。く。の。蛇。有。て。蠢。く。然。れ。を。夫。も。愕。き。去。り。ぬ。此
て。壺。あ。ら。遠。の。搔。出。て。野。小。竊。り。棄。ち。其。後。一。兩。日。を。經。て。
男。三。人。其。壺。を。弃。し。る。側。を。過。り。る。小。彼。を。何。の。壺。ぞ。と。云。ふ。
一。人。の。男。よ。り。て。其。蓋。を。開。け。中。よ。り。酒。小。香。匂。ひ。出。し。て。
二。人。此。男。小。か。く。と。云。ふ。は。寄。て。共。り。臨。く。小。壺。小。酒。一。壺。入
り。此。を。何。れ。る。事。ぞ。と。云。程。小。一。人。が。我。此。酒。を。吞。て。む。と
云。へ。は。二。人。の。男。野。中。小。か。く。弃。て。置。し。る。物。あ。れ。む。よ。も。只

ふては弃じ。定めて様ある物あらむ。怖し氣小吞吞まじと云る。或一人は男は極上戸にて有られた。酒の欲さふ堪はして。其達を吞吞さるぞ。我を譬へ何ある物を捨置さふありとも。只吞てむ。命も惜うらと云て。腰小付とける具を取出して。指救いて。一坏吞とさる。實は微妙。此酒にて有られた。三坏吞てり。今二人の男も。此を見て。其も上戸にて有るは。欲と思ひて。今日かく三人列れぬ。一人が死れむふを。我等を見弃てむや。譬死ぬとも。同くこそは死なぬ。いざ我等も吞てむと云ふ。二人も吞り。世う似や。美き酒にて有られた。三人指合て。吉く吞てむと云て。

大なる壺にて。其酒多加り。或指荷いて家持行て。日ごろ置て吞る。更事無りけ。彼僧ハ佛物を取集めて。人小も與へ。酒造は。罪深く志て蛇小成け。悔恥有る。其後程を経て。三人の男。野中にて酒壺を見付て。家小荷い往る。吞られ。美き酒ふこそ有られ。おと語り。或を傳へ聞て。恥悲みり。此事はかの酒吞さる男也。ま彼僧も語りるを聞繼て。語り傳へり。此を思ふ。佛物を量る。罪重き物ありけ。と有り。此も佛物。仕ふを重き罪と立。或戒のゐる小依て。然る報の怪しき事も出来し。此も釈魔は態。或事云ふも更あり。此

外ハも佛物を仕ツカひて。惡報を受ウケくる事實コトハ。書ツキともハ甚多イト
く見えミとシ。皆此ミナに準スへル辨ワべシ。天テン堂ドウ地チ獄クハ。説セえ。元ハふテ曾カつテ無ナしシ事コトを。妄説マダシせル非ヒ也ナ。印イン度ト藏ゾウ志シハ。委ニくシ論ロンへル如シク。天テン堂ドウハ。説セえ。天テン御ミ國クニの傳ツタへル。且カつク遺ノコれル。基キ於キ。地チ獄クの説セえ。夜ヨ見ミ國クニハ。傳ツタへルの片端カタヘノコ遺ノコまル。取トりテて。佛ブツ祖ソハ。是レハ。遙ハルカ前サキにシ出デたシ。婆バ羅ラ門モン乃ト徒トハ。説セえ。弘コウくシを。佛ブツ祖ソ其レ説セを採トりテ。勸クワン佛ブツ道ドウの具クハ。用ヨウとス。地チ獄クハ。説セえ。其レ佛ブツ小コ用ヨウとスれド。天テン堂ドウハ。往オウ生シヨウを。れハ不フ生シヨウ死シを。出デ依イとス。能ノハ。是レハ。是レハ。卑ヒしト為シて。始ハジめて。東トウ西シ南ナン北ペイハ。各オノ各オノ佛ブツの淨ジヨウ土トある由ユを。言イひ出て。中ナカハ。も。西シ方ホウの。極キョク樂ラク淨ジヨウ土トといハふ。往オウ生シヨウを。依イとス。最サイ究キウ竟キョウハ。

往オウ生シヨウとス。其レ由ユを説セ弘コウくシ。其レ説セ實ジツハ。如シク成ナりテ。天テン堂ドウを更スあり。東トウ漸ジヤンして。漢カン土トハ。も。此コノ邦クニハ。も。中ナカ古コよりシ。眞マコト子シ其レ説セ相サウ符フへル。實ジツ事コトども。れハ多オホ有カリるナ。甚イトも。奇キヤ異イありシ。天テン堂ドウ地チ獄ク有ア無ムの事コトハ。既ハヤく。谷コ響キョウ集シツ。問ト曰ク。天テン堂ドウ地チ獄ク是レ有ア無ム。答コタへテ。佛ブツ向オウ無ム中チュウ説セ有ア眼ガン見ミ空クウ華カ。眼ガン前ゼン見ミ地チ獄ク不フ避ヒ心シン外ゲ聞クワン天テン堂ドウ欲ヨク生シヨウ。殊シツ不フ知チ。竹チク怖フ在テ心シン善ゼン惡アク成セイ境キョウ。但タ了リヤウ自ジ心シン自ジ然ゼン無ム惑マク。以上イジョウの文モンハ。佛ブツ祖ソ通ツウ載ザイある説セを採トりテ。記キせる由ユ見ミえタり。客キヤク疑ギ曰ク。如シ言カ佛ブツ向オウ無ム中チュウ説セ有ア者シヤ。似ニ云ク實ジツ無ム天テン堂ドウ地チ獄ク而シテ佛ブツ方ホウ便ベ假カ説セ且カ止ト小コ兒ニ之ノ啼ナ。奈ナニ世セ不フ信シ佛ブツ者シヤ。往オウくシ作サツ是レ見ミ撥ハク遮セ因イン果カ何ナニ答コタ。金剛キョウカウ上ジョウ味ミ經キョウ云ク。佛ブツ告コウ文モン殊シツ。地チ獄ク門モン從シヨウ何ナニ所シヨ起キ。文モン殊シツ言ゴン。一イツ切キヤク法ホウ是レ自ジ念ネン。

起相。自妄念故。一切凡夫。自繫縛。以繫縛。故則是地獄。雖非是有。而令受者受彼苦。譬如人於睡夢中。而見自身墮於地獄。見百千萬火所燒。見捉其身。擲鑊湯中。彼人夢裏。吼言極苦。諸親問。汝何所痛。答我受地獄鑊湯之苦。諸親言。勿怖。以睡眠。彼人聞已。方知睡夢虛妄。如是知見身心得安。非有自說言。我墮地獄。諸法皆是虛妄。生故佛讚文殊善哉。一切地獄如是見。無有地獄。と云へるを以て。佛祖の本意を辨ふべし。

此經文を本書小。金剛上味經と何れぞ。藏經目錄小。然る經名を無れば。決めて金剛三昧經あり。此も所謂大乘の經也。佛祖此時よ。是は最後小記せる所なる故也。有名無實此文

殊が語小託せれど。誠を佛祖の本説ありこと。言ふも更なる。然るは佛祖の道を弘むる小。天堂地獄の舊説を。元より信を依心なき物うら。姑乃方便を用いしむる故也。或時は其本心をも露しむ。但し其は眞に委し。古傳説れき國小。し有れば。天堂地獄は舊説の慥あらざりむ。故に信ざりむ。然れど天堂の説を。天御國の傳乃遺り。地獄の説を。夜見國の傳に遺するれ。きは本因に傳なき事。亦て非也。然るを信せぬ心あら。小種くその変相を付増して説し。或は信し怖る。倫も。然るも多有し。うは。かく本心を呈露して。實を天堂も地獄も無れど。心惑ひの虚妄に繫縛せら

きて然る処有ること。自身小其相を起し由成論ひらむ。其説の遺れ跡を。此經小撫ひ收めるあらむ。其を左まれば右はむ。かく謂ゆる大乘の經説も。佛祖の既り。天堂地獄の变相を。睡夢れ虚妄小譬しれむ。是小準へて。極樂浄土れ变相乃虚妄ある事をも辨ふ。虚し。

はて佛祖の本心を。かく天堂地獄を無小断せる物うら。方便小假説せる。天堂地獄極樂の説相も符へ依。實事小逢へる人の。和漢よいと多加るは。何ある事ぞと考ふる。佛祖世も在しやと。其幻説を。天地と共小立通さむや。石凝せ依心よ。其説れ證やせむ。種く此相を变现して示せしる。或人既

小真れ説と信じしる。故に。例の魘魅妖鬼など所得て。其態を成し。佛祖世を避りて後を。倍く小彼突立しる。靈の凝堅まて。在世の間小説ありし幻説を。實事小せむや。種く此靈驗变相を現じて。人を其道小面向し免。

蓋これ其突立しる意あり。然るは地藏本願經も。爾時世尊舒金色臂。摩百千万億諸世界。諸分身地藏菩薩。頂言吾於世教化。剛彊衆生。令心調伏。分身千百億。廣設方便。或有利根。聞即信受。或有善果。勤勸成就。或有暗鈍。久化方歸。或有業重。不生敬仰。如是等輩。衆生各々差別。分身度脫。或現男子身。或現女人身。或現天龍身。或現神鬼身。或現山林川原。河池泉井。

利及於人。悉皆度脫。或現天帝身。或現梵王身。或現轉輪王身。或現居士身。或現國王身。或現宰輔身。或現官屬身。或現比丘。比丘尼。優婆塞。優婆夷身。乃至聲聞。羅漢。辟支佛。菩薩等身。而以化度。但非佛身。現前汝觀。吾累劫勤苦。度脫難化衆生。其有未調伏者。時汝當憶念。吾在初利天宮。殷勤付囑。令世界衆生。悉遇佛授記。爾時諸世界分身地藏菩薩。共復一形。涕淚哀戀。白佛言。我從久遠劫來。蒙佛接引。獲不可思議神力。具大智慧。使我分身。徧滿百千萬億恒河沙世界。每一世界。化百千萬億身。每一身。度百千萬億人。令歸敬三寶。唯願世尊。不以後世惡業。衆生為慮。爾時佛讚地藏菩薩言。善哉。善哉。吾助汝。汝能成

就久遠劫來。發弘誓願。廣度將畢。證菩提。と云し。也。有を思ふべし。種々小身を變現して。其道を弘むる本願を依ること灼然。地蔵さるる。やがて其變現と通ぬ依るや。此經を佛祖初利天にて説法の時。地藏の來由。その本願を演ふる趣。小書し。大乘の經にて。佛祖此世を過て後。記せ依る。と。佛祖の本願を。正し其本説乃傳へ遺れるを。撫ひ收むる物を見えしめり。

らて其道を信じ行へる人。これ靈も縁小因にて。彌次々小加はす。種々物とも轉生して。共々相助け。彌倍く。佛經小ゆる趣。小叶りて。種々の相を變現し。佛并天魔鬼神の

貌字現じて。幸福をも與へ。禍害をも爲し。天神地祇の掌給ふ御態をも竊み行ひ。或は天堂地獄極樂の変相をも示せて。世にも人故を倍く。此道に誘引し。みぞ有りる。

然るは道家の書共を見む。種々此妄説を吐散して。實なき鬼神其名をも多く物せる。其鬼よ某神ふとて。道家の書此妄説小叶へる。靈驗変相を見ゆる故思ふ。是を道士の幻説を實小せむとて。魑魅妖鬼。まゝ其道を行へる徒乃死せる。其道の鬼也成て。変現を成る故也。佛者よく道家を妄とし。道家はよく佛説を妄とされども。互小此理辨へし人。古今一人も死を如何ぞや。悪神妖

鬼を。左小右。妖態を行ひ。言語をぬ。石根。木立。水沫。草片。葉を。予子言語しめ。世に誑さむとぞ。窺ふある。神の道小志有らむ人。よく此事を明めて。努々古傳に背ひ。古傳にれき。謾説をば信まほしくある。然るは假初小も。信じて其事。成行へむ。其やがて因縁とありて。然る妖物の部小入る事。を。其證次く小云を見よ。阿那忌くし。死事あるかも。

然るはま於。地獄の躰相苦相此事は。長阿含經小。閻浮提南有金剛山。内有閻羅王宮。晝夜三時有大銅鑊。自然在前。鑊入宮内。王見怖畏。出宮外。鑊出宮外。王入宮内。有大獄卒。臥王熱鐵上。以鐵鈎。擗口。以洋銅灌之。從咽徹下。無不焦爛。事竟還與采女共相

娛樂と有る文を始免。諸經論を引きて。印度藏志の委く論るを見て辨ふ。出定笑語も少り説へべき。

閻羅王三熱の苦此事は。起世經の委く見られど。阿含經を小乗部して。佛祖の正説あり。此文を擧ぐる事。已て翻譯名義集鬼神篇の。琰魔閻魔羅經音義。世鬼官之摠司也。亦云。閻羅欲魔聲之轉也。亦云。閻魔羅社。此云。雙王。兄及妹皆作地獄主。兄治男事。妹治女事。故云。雙王。或苦樂並受。故云。雙也。と見え。問地獄經。小閻羅王者。昔為毘沙國王。經與維陀始生王共戰。兵力不敵。因立誓願為地獄主。とも云へり。然れど此は。天地初發の頃あり。在し物も非也。中古小成

れる鬼の族。鬼官の司といひ。魔羅と云を思ふ。妖鬼の較著なる物。佛祖此道を助けて。其説相を變現する役と知られり。偕こそ天狗の苦相も等し。三熱の苦也も受るあり。其王と有る琰魔羅さへ。右此如き苦を受ては。況て罪人也成て。至水滌者の苦刑也。實怖しとも恐ろし。此事共して。佛祖此愚人を威せる。方便説とを悟り。已て聞おとす身も毛も彌豎其事共あり。但し其は。我徒こそ至らぬ所也。佛道小入する人を。少くも。其教誠小背へる過有ては。必至る処也。事は。云も更あり。此琰魔は元あり。親魔也。故云。三熱の苦を受け。他も其

苦を及ぼしてむと。漢土カハラも和ヤマトも所定めぬ。地獄の相を變現して。佛祖の説を助タスくるあり。漢土カハラにて早く此變現地獄小至れる事は。法苑珠林小引コトワザに冥祥記ミヤコトワザに。晉趙泰字文和。清河貝丘人也。祖父京北大守。泰郡舉孝廉。公府辟不就。精思典籍。有舉鄉里。嘗晚乃膺仕。終於中散大夫。年三十五時。嘗卒心痛而死。心煖不已。留屍十日。平旦喉中有聲如雨。俄而蘇活。說初死之時。有一人來近心下。復有二人乘黃馬。二人來扶我掖。徑將東行。不知幾里。至一大城。崔嵬高峻。城邑青黑。狀錫將。吾向城門入。經兩重門。有瓦屋可數千間。男女數千人行列而立。何の經論イシも。閻魔王宮は南方に在る由あり。此より東行

と云ふは不審あり。唯地藏本願經のみを東方と有り。ほゞ是までの文。起世經トキヨシキョウに説トキする王宮に有狀ホト。粗符ホトへ記。

吏著皂衣有五六人。條疏姓字云。當以科呈府君。泰名在三十。須臾將泰與數千人。男女俱進。府君西向坐。視名簿。訖復遣泰南入黑門。有人著絳衣坐大屋下。以次呼名。問生時所事。作何罪行。何善以實言也。此遣六部使者。常在人間記善惡。具有條狀。不可得虛泰答。父兄仕官皆二千石。我少在家修學。而日無所事也。亦不犯惡。乃為水官監將。二千餘人。運沙裨岸。晝夜勤苦。後轉水官都督。知諸獄事。給馬兵令案行地獄。

府君とは卽閻羅王を云へり。漢土カハラに變現せる地獄ある故

小何事も彼國の風あるおと心を付て見べし。

諸獄楚毒各殊。或針貫其舌流血竟躄。或被頭露髮裸形徒跣相牽而行。有持大杖從後催促。鐵牀銅柱燒之洞然。驅迫此人抱臥其上。赴卽焦爛。尋復還生。或炎爐巨鑊。焚煮罪人身首碎墜。隨沸翻轉。有鬼持叉倚于其側。有三四百人立于一面。次當入鑊。相抱悲泣。或劔樹高不知限量。根莖枝葉皆劔為之。人衆相誓自攀。若有愆意。而身首割截。尺寸離斷。泰見祖父母及二弟。在此獄中。相見涕泣。

地獄苦刑の何ぞさぬ大く經論ども小説りるが如し。

泰出獄門見有二人。賈文書來語獄吏言有三人。其家為其於塔

寺懸幡燒香救解其罪。可出福舍。俄見三人。目獄出有自然衣服。完敕在身。南詣一門。名開光大舍。有三重門。朱采照發。見此三人。卽入舍中。

追福を修せる小依て。亡靈の地獄を遁れて。善所小遷する。あめし。御國の書共ふを。殊る甚多く見えし。然れど此を佛法に甚じ私事ありり。然るは地獄小墮する人は。皆破律大罪乃者ある。現世ゆる家人の。讀經佛事を行ゆ。感て罪を免はと云ふ法やを。依其を。此讀む經。行ふ佛事は。やぐて佛の弘免し法あるを。其行ひしこと。破律の罪れ消る。おやを。加於て無き理ゆる。小其讀經佛事。感

て免^{ユル}は事^タは唯^タ其法^ヲ乃^モ尊^{タト}た由^ヲを示^シして其法^ヲを弘^メめむとや
恠^シ心^ヨよ^シ他^ノ事^ヲれ^ク。罪^ノ人^ノの善^ノ心^ヲ小^シ改^メまる由^ヲ無^レれむ。され私
事^ヲ小^シ非^シ交^シして何^ゾ。神^ハ真^ニ乃^モ道^ノの罪^ヲを律^スはるの法^ハはかく
陋^シしき事^ヲ小^シ非^シ交^シ。知^ラずで犯^スせ流^シ過^シ失^ハは。い^ウみも見^直し聞
直^志。被^シひ捨^スべき便^ヲをさへ^テ。教^ヲ子^ヲ置^給へま^と。知^ルくも其
を犯^シ。道^ハ悖^スる悪^キ事^ヲせる悪^キ人^ヲを。い^ウふ傍^{ヨリ}被^シふと
も。免^レ志^ヲ給^ふ事^レれ^ク。夜^見國^小逐^ハひ遣^リて。永^ク世^ヲ出^シ給
ふ事^{アリ}。此^ハ真^ノの旨^{アリ}。り^る。

泰^モ亦^モ隨^テ入^リ前^ニ有^リ大^殿。珍^寶。周^飾精^光耀^目。金^玉。為^牀。見^一神^人姿
容^偉異^殊好^非常^坐。此^座上^邊有^沙門^立侍^甚多^見。府^君來^恭敬[。]

作^ラ禮^ヲ。泰^問。是^何人^府君^致敬[。]吏^曰。號^名世^尊度^人之^師。有^願令^惡
道^中人^皆出^聽經^時。云^有百^萬九^千人^皆出^地獄^入百^里城^在。此[。]
到^者。奉^法衆^生也[。]行^雖虧^殆尚^當得^度。故^開經^法。七^日之^中。隨^本
所^作善^惡。多^少差^次免^脫。泰^未出^之頃^已見^十人^升虛^而去[。]

この神^人を。何^物の變^現と云^ふ也[。]未^考へ得^不。又^この沙^門。
名^を世^尊度^人師^と号^へむ。必^地藏^并此^變現^{あり}と通^也。そ
は地^藏并^本願^經を^見て^知修^し。

出^此舍^復見^一城^方二^百餘^里。名^受變^形城^地獄^考治^已畢^者。於^此
城^更受^變報^入其^城見^有土^瓦屋^數千^區。各^有坊^巷。正^中有^瓦
屋^高壯^欄檻^采飾^有數^百局^吏對^校文^書云^殺生^者當^作蟬^蟬朝[。]

生墓死劫盜者當作猪羊受人屠割。姪洗者作鶴鷺。摩慶兩舌者作鷄鳥。鴿鷓。捍債者為驢騾牛馬。

此の轉生此事も佛經論ども小見えざるが如し。但し此事は鬼神新論論へる如く俗の儒者れとて絶て信ぜぬ事あれど神の道小元よ正在し事にて其は罪の有無此故とて通えぬ。幽き由有て神は御態と然為らまふと思ある由有ま姑く此は洩し扱。ちて佛祖を。此事元よ正有しを採て。弘道の具小用ひ。れ不種々言痛く。報應を説く處故。其説やぐて因縁と成て。佛説の行をれし以來出來ある罪報此轉生もいも多加り。然るは宇治拾遺物語小。丹

波國篠村と云処小。年頃平茸やる方毛多く多有り。里村の者此を取て。人をも心ざし。はる我も食れとして。年おろ過る程小。其里よとて。專とある者の夢小。法師ども此二十三人はうて出來て。申彦き事云りまを。何ある人ぞと問ふ。此法師をらハ。此年おろも宮仕へよく為て候。於依が。此里の縁益て。今は餘處へ罷て候。あむびる事。且は哀小。若ま。事此由を申さてはと思ひて。此由を申はありと云ふと見て。打驚きて。此を何事ぞ。妻や子小語る程。まゐ其里此人の夢小。此定小見ありとて。あま。同様小語まは。心も得て年もくまぬ。ちて次年の九月小も成ぬる

小前サキく出来る頃ホドなれむ。山ヤマ小入コノリて草クサを求むる小コ。摠ツトて見
えば。何ナニも依事ヨシ小コうと。里國サトクニの者思オモひて過スガる程ほど了しま。仲胤ナカノリ僧都ソウト
とて。説法セツポフ並ならびあき人ヒト。此コノ事コトを聞きて。不淨フジヨウ説法セツポフを依ヨ法ポフ師シは。
平草ヘイソウ小生コナマる。と云イハふ説セツの何ナニも物モノ字ジと云イハふ。然シカしは平草ヘイソウ
食クらむ。事コト欠カケあじき物モノとぞ。世ヨ有アを思オモふべし。是コレ正マサ小佛コブツ
説セツ有アしよ。出来クる罪報ツミヒコ乃ナラ轉生テンシヨウあり。偶オト子コかゝる事コトの有ア
とて。平草ヘイソウ成ナる。不淨フジヨウ説法セツポフの僧ソウ也ヤ。轉生テンシヨウせる物モノとは争イカで
う云イハはむ。さ依ヨを此コノ草クサ。佛説ブツセツ有アてよ。出来クる依物ヨモノ小コも有アま
じ。其ソノを本文ホンモンある種タネの物モノも。佛法ブツポフ有アて後ノチ小コ。出来クる物モノ
非ヒざる小コ。準タラへて知しる。まゝ平草ヘイソウは食クらむも。事コト欠カケまじ

き物モノは有アれど。よし僧ソウの生ナれる平草ヘイソウ也ヤとも。人ヒトの食クべ
物モノと化カする上ノは。食クらむ小コあてふ事コト有アらむ。却カヘて罪ツミ
を滅メする理コト依ヨをや。此コノは平草ヘイソウ也ヤ。種タネく乃ナラ物モノ小化コカ
れ依ヨも同じ事コト也ヤ。然シカれど今昔イマキヨク物語モノガタリ集ツ小コも見ミる。出雲イツノ寺テ也ヤ
別當ワケアタリの己ミが父チチの成ナる。鱈タラと知しる。殺コロして食クふ依ヨ也ヤとぞ。
悪行アクコウれむ。神カミ也ヤ。甚シく悪アクみ給タマふ故ユ。喉ノド小コ其骨ソノハネの留トて。死シ
ぬる類タビも何ナニ也ヤ。然シカる正マサし此コノ事コトの無ナらむは。然シカしも心ココロ也ヤ
依ヨ小足コタラシらむ。然シカしと無ナ益イキ也ヤ。殺生シヨウ殘害ザンガイを禁シむ。其生ソノナマを見ミて。其
死シを見るミる小コ忍シびむ。其聲ソノコエを聞きて。其肉ソノニク字ジ食クふ小コ忍シびざる心ココロ
也ヤ。常ツネ子コ存ゾクべむもの也ヤ。

秦案行畢還水官處。主者語秦卿是長者子。以何罪過而來在此。泰答。祖父兄弟皆二千石。我舉孝公府辟不行。修志念善。不染衆惡。主者曰。卿無罪過。故相使為水官都督。不爾與地獄中人無以異也。泰問主者曰。人有何行死得樂報。主者言。奉法弟子精進持戒。得樂報。無有謫罰也。泰復問曰。人未事法時。所行罪過。事法之後。得除。以否。答曰。皆除也。

かゝ依罪なき人を使子遣て召くる事。御國の書共小も。多く記し傳へあるが。實を閻魔羅王の不明よて起る事な。趙泰早くも。釈魔の変現地獄に相小。誑惑せられて。其道小入らむとほる心起するが故。此問答何。憐むべし。既

小魔境よ入する事よ。

語畢。王者開滕篋。檢泰年紀。尚有餘算三十年。乃遣還臨別。主者曰。已見地獄罪報。如是當告世人。令作善。善惡隨人。其猶影響。可不慎乎。時親表内外候視五六十人。同聞泰說。泰自書記以示時人。時晉太始五年七月十三日也。

太始を泰始の誤あるべし。泰始は晉武帝と云るる王の年号なり。太始といふ号晉代小をなし。若實小太始あらむ小は。漢武帝を云し王の年号なり。晉を漢の誤とほり。其頃をいま。佛法に傳らざる世あれば。漢に誤小を有さざらむ。

乃爲祖父母二弟。延請僧衆大設福會。命子孫奉法精進。時人互來訪問。莫不懼然。皆卽奉法也。と有之。是を諸越籍子。変現地獄此有狀の世に漏傳せれる始ある。

釈魔此人を其道に誘ふ術計。あれ甚じ杞うも。何ぞ大なるかも。是より前小。彼三代と云し頃あり。前漢の頃まで小も。幽冥小至れる故事は。數多有きと。皆彼國に古傳小符へ依。天帝の冥府にみりて。聊も佛籍にいはゆる。地獄に躰相に符へる事あり。地獄の説をし實ふし有らば。佛道の渡らざる以前小も。冥府に行ふらむ人の。其狀を見えと云こと此有べきか。此をもて彼道に渡りし以來。其道を弘むる釈

魔どもの。変現ある事を思ひ決むべし。れを此後漢籍とも小。変現地獄小到れる故事は。いと多加きと。皆此に準へて辨ふべき中。希うハ天帝の冥府小到れるも有之。そは冥報記に記し傳ふる。柳智感と云者に。晝は縣職小臨み。夜は冥事を判せ依と有る冥府。まゝ陰隲録に收ふる。決科要語ある。程學聖といふ者の到れる冥府など。是ありと思へ。然依類をも諸書に。閻羅王府に附會し。道家の説をも合せて記し。直ち天帝とも。上帝とも云べきを。閻魔王と志して記せるも有れ。孰く事實を考りて辨ふべき。はと御國此書小毛此例あり。そは下小擧る哉見て知べし。

ちて右小擧ぐる地獄の事状を。大旨よく。眞此經論等小説る趣符へて。変現せる哉。後小唐代の頃あどよ也。閻羅王此外小れを數人の冥王とも有よしを云ひ出さる小。其實を。眞の梵經とも論ふき事ぬる故。蜀國に成都府といふ処乃。慈恩寺に藏川と云らる沙門の杜撰小。十王經云ふを述作し。秦廣王。初江王。宗帝王。五官王。閻魔王。變成王。泰山王。平等王。都市王。轉輪王。あど。十王此事相を著し。世小弘有しうは。妖鬼所得て。まゝ其十王の形を變現して。人を欺く事と成ぬ。此十王の中。小閻魔王。五官王乃み。佛經に見くる名小て。餘の八王に名は。唐に代よと次く。いひ出さる小。まゝ藏川が

新作の王名も交れり。十王經具すは。地藏菩薩發心因縁十王經といふ。成都府大聖慈恩寺沙門藏川述とあり。其末記小。北天竺に嚴佛調三藏といふ者。眞佛示現して演說せるを。梵文に記して。漢の嘉平年中。漢土に到れる後。八百餘年。梵經を。慈恩寺に藏川法師。經藏を點檢す。偶然小。此梵經を見得る。譯し。ころは。宋仁宗が天聖十年霜月。此一夜。文殊并化現して。勤めて流通せよと云する故。小藏川大誓願を發して。流布せよと云へり。然れど天竺の嚴佛調といふ者。眞佛の演說せよを。梵文に記して。將來まで云へ。依る。藏川よと後此人の例に幻妄の説あり。然

るは眞佛の演説を其僂小訳せる外らむふは。如是我聞一時佛といふ由有むや。藏川述と有もて。彼が杜撰ある事志依し。然れど梵經ありと世に誣むの心れく。佛經小擬して。一時の戲スルに作れる物ぞ知られ。十王此名ども多くは漢風カラブリにて。梵語ナキ此无をもて。戲作ある事知らる。例を言はく。開元釋教録ナキ。昔妬婦ナキを恐る者何。そを制す。依小計なく。遂に經文ナキを擬して佛小託ナキ。妬の罪ナキに極めて。畏るべき由を説く。世小傳來せる由見え。其類ナキ此物と思はる。是をもて藏經目錄ナキに收れ。漢土ナキふても偽經ナキと立あ。さて此經御國ナキに傳は。さて後。はと御國人の攬入ナキする事とも

も多加。人々其文を見て。全く去る御國人の偽作せる物也。此み思ふ。委く事狀ナキ糾ナキさ。依誤ナキあり。そは下ナキ論ナキふ説ともを見て知べし。

其はま於十王乃事。唐の頃よ。云ひ出さる由。佛祖統紀小。十王供。世傳。唐道明和上神遊地府。見十王分治。亡人。因傳名。世間人終多。設此供。十王名字藏典傳記。可考者六。とて。閻羅。五官。平等。泰山。初江。秦廣。あとの名を擧げて。所見乃書名を著し。ふる。凡て唐以後の書共。ゆる。成もて知べし。

されど十王此名悉くは見えず。餘の四王此名は。正小藏川が杜撰あるよと炳焉ナキ。中小閻羅。五官。二王の名此所見。

提謂經を擧ぐれど。此名を元よ。梵經の所る名あれむ。今論ふ限りあらざ。

は。同書小。熙寧五年七月。歐陽永叔自致仕居穎上。日與沙門遊。因自號六一居士。名其文曰居士集。息心危坐屏卻酒肴。臨終數日。令往近寺借華嚴經讀。至八卷。倏然而逝。永叔初登政府。苦於多病。嘗夢至一所。見十人冠冕列坐。一人曰。參政安得至此。永叔問曰。公等非狄氏所謂冥府十王乎。曰然。因問世人飯僧造經。果有益否。曰安得無益。既寤病良已。自是益知敬佛。その注。樞密副使吳充撰行狀云。此事得於公之孫曰恕と有り。永叔が佛道小入するとは。唐書の本傳を始め。傍に書と

も小見えざるを。事長りれむ記し出交。

は。蠡海集小。佛老有地府十王之説。と云。予依を思ふ。梵經小れき王等の名は。道家此徒の云ひ出りむ。其説を信ずる人の有る小所得て。彼國乃妖鬼ら。十王經の説相子符へて。十王を變現せる。と疑なき物あり。

凡て妖鬼遊魂の類を。妄説小まき其説小。人此迷惑るを伺ひて。奇怪此變現を為し事は。鬼神新論具小論へれむ。此小は云を。小下小三途川の老婆より。皇朝の昔語を擧て。其所小論小説をも合せ思ふべし。ちて皇國より。地獄に往する事此有し始を。今昔物語集小。文

武天皇は御代は。豐前國宮子郡の小領。膳臣廣國といふ人
有り。其妻は前子死に流る。慶雲二年といふ年の九月十五
日。廣國忽ち死にけり。而る小三日を経て。更ら甦て。人小語
けるを。我死しとき。使二人來れり。一人を髮を擧げ。一人を髮
を束ぬ流小子ありけり。

宮子郡を今の京都郡あり。さて此事は。今昔物語よても古
く靈異記に載せれど。二書を合せ見て。目易く記せる中
より。多く今昔物語小依りとは。彼書名を擧るなり。まゝ此
小子を。廣國が稚き時子書くる。觀世音經の變現流由。下
文を見り。餘の傳共り合せ考る小。髮を擧る一人を。地

獄の使者と通る小。此小子は副來ると知れり。
我此二人小副往く程。二驛はうりを度流。路中子大ある河
あり。橋を渡し。金をもて塗嚴れり。其子渡りて。彼方小極めて
懔き所あり。使人小。此を何ある處ぞと問へむ。渡あるを南に
國ありと答ふ。其處子至れむ。八官人あり。皆兵を佩て追往く。
れを進行む。金宮あり。門小入りて見れむ。王在りて。金座子
居る。廣國を見て。今汝を召するは。汝が妻は愁申せし小。依
ておりと。即ち女戎召り。此を見れむ。死せる妻あり。鐵釘を
以て。頂小打て。尻小通る。額小打する釘は。頂小通る。ほく鐵の
繩を以て。四枝を縛りて。八人して擡て。將來り。

渡るは南の國と有るを。靈異記は。度南國と記て有り。
埒本小音讀うせ依を誤あり。此を諸經論小。閻魔王の國は。
南方に在る由見ゆる。符せたる幻説あり。然れば南に國
といふを正した。唯地藏本願經ののみ。東方と有るを。其を
誤寫あらむも知べらば。まゝ此王は。即閻魔王と知れり
也。四枝を四肢にて。両手兩足をいふ。新婆沙論。鐵釘地獄。
獄卒撲之。偃熱鐵上。舒展其身。以釘釘手足。周遍身體。盈五百
釘。苦毒號吟。猶不復死。久受苦とあり。其苦相を現せり。
王問云く。汝此女子知まじや。廣國云く。此を我が昔の妻あり。
王云く。此罪を蒙る事を知じや。廣國云く。我知らず。爰小女

小問ふ。女答云く。我死せるとた。汝我を惜まばして家より出
遣れ。我其を恨みて愁申せ。王此を聞て。廣國小云く。らく。
汝實に罪無り。汝が妻の愁當らば。速に家へ還るべし。
琰魔の裁斷いと理小加ふへり。但し斯むる事の事小。廣國
を召取らばとも。裁斷あるべき物なや。
若汝が父を見むを思はば。此よ。南方小行て見ゆしと云ふ。
廣國行て見る小。實に我父あり。甚熱き銅柱。成立て抱りし。免。
鐵釘三十七を其身に打立と。人鐵杖を以て。朝小三百段晝
三百段。夕小三百段。合せて九百段。日おと小打迫む。廣國此を
見て悲みて。父何ある罪を作して。此苦を受給へると問ふ

は。父云く。我が此苦を受る事は。我生イキつてし時。妻子を養ヤシむ
むが為。或は生物イキモノを殺コロし。或は八兩の綿ワタを人カに借カして。強アガチに
十兩に倍して責取り。或は小介コノケに量リキを以て。稻イネ或人カに貸カして。
大行オホユキ杖ツヅ以て徴メを取ツ。或は人物ニヒモノを強シロて奪ウバひ取り。或は他タ女メを
奸カ犯カし。父母フツボに孝養コウヤウせぬ。或は師長シロヂを恭敬クワンギョウせぬ。或は奴婢ヌビに非
ざる者を。奴婢ヌビと稱イハして罰ノシを取ツ。如是カクゴト罪ツミの故ユ。我が身ミ少チシヤ
しと云へども。三十七の釘クワシを打立ヒキらきて。毎日ヒコト九百段の鐵
の杖ツヅを以て打迫シメらる。痛哉イタキカモクルシキカモ。何時イツも我が此罪ツミを免ユルされて。
身ミ安ヤスくせむ。汝ニ返マりて。速スミヤカに我が為タメに。佛ツツを造ツクり。經キヤウを寫ウツして。
我が罪苦ツミクを贖アガトへ。怠オコタること勿ナし。

廣國オホクニが父チチに犯カせる罪ツミの如ごときは。顯アハるカ天皇オホキミいまし。幽カふカ
大國オホクニ主ヌシ神カミいまして。罰キタめ給たまふ。我が神カミの道ミチぬるカ。釈シヤク魔マ竊セツ
其御政ミツサシを窺ウカひ奪ウバひ奉たりて。傍カタシラに斯カるカ地獄ジゴクを變現ヘンゲンして。愚人イダシ
を陷オチれカ。する言コトを云イハしめて。彼カノ新治道ニヒハリミチを弘ヒロめむとぞ計ハカふ
ある。和漢ワカンの先賢センセン一人も。此理ココロを論ロひ置オキさぬを何ナニぞや。其ソノ
多く事識コトシリドモ等トもて。物識モノシリは非ヒざりしかばあり。物モノを知チりて
後ノチに事コトは知チべしと。已オノに常言ツネゴトに云イハふ。是故コレユなり。
我ワレ飢ウツて。七月七日シチゲツシチニチに。大蛇オホヘビと成ナリて。汝ニが家イヘに至キり。屋戸ヤドに入イらむ
とせし時トキ。汝ニ杖ツヅを以て懸カケ棄スき。はら五月五日イツキイツニチに。赤犬アカイヌと成ナリて。汝
が家イヘに入イりし時トキ。他タの犬イヌを呼ヨビて吠ウレしめ。打迫ウチシメし。うは飢ウツて還カヘりき。

は正月一日。狸とありて汝が家小入し加む。飯を供養し。味物を與へて。食飽しめしむ。其を以て三年の糧を継ぐ。狸一本は猫小作る。狸を即猫あり。漢籍小も。令狸執鼠と見

也。本州和名。家狸一名猫。和名禰古末とあり。我兄弟上下次第あくありて。理を失へる故。犬を成て不淨

の物を噉ふ。我らぬらぬ赤犬と成る。凡そ米一升を布施するに報を。三十日の糧を得。衣服一具を布施するに報を。一年

乃衣服を得。經教讀しむる者は。東方金宮小住し。願小隨て天小生を。佛井を造る者は。西方淨土小生し。放生する者は。北方

淨土小生る。一日齋食を施る者は。十年の糧を得むと。世の諺小。赤犬を人小近き物ぞといふ事あり。かく故事よ

アや云出らむ。橘廣相の赤犬を成ると云ふ。續古事談。十訓抄あど小見しれど。其を己が天滿宮御傳記小辨へし

れむ。彼書小就て見へし。東西北の淨土此事は。既論了。但し其は方便説を施す。偶小も其説相小符ふ事實のあり

は。例の変現相あると。言はくも更あり。廣國具小善悪は業小因て。受る処に報を見ふ。怖して還來

了。本は大橋小至れむ。門を守人前を遮りて云く。此内小入ぬる者は。更還し出さむと。廣國志はらく徘徊する。小子

出來せ了。守門の者。それ小子を見て。跪きて禮は。小子廣國を

喚て方脇門カタワキ子將至チイタて。其門を押開オシヒラてて出し。汝此より速ユく往ユけと。廣國小子コノコ問て云く。汝タカ誰子タカコぞと。小子答コノコ云く。汝タカ稚コき時トキに寫ウツせる。觀世音經ありと云て。還カヘり入イてぬと見る程ハ小チ。即ツ甦イキりぬと語コトて死シ。

觀世音經クワンゼンは。法華經の普門品をいふ。凡スベて古書コショやも小チ佛經の佛并ブツトウと現アられて。靈驗レイケンを施ホトせる事の見えくる。其ソノを尋常ツネ此人コノヒトも實マコト小チ其經コノキヤウに威徳イデクよふ事と思オモひ。普通の學者ツネニガクシヤも偏ヒナり。古書コショに妄説マダコトを記せる物と思オモひ居イるを。共トト小チ非ヒあり。實マコトを釈魔シヤクマの其ソノと變現ヘンゲンして異驗イケンを示シし。人ヒトを誑コトして。其道ミチ小チ引入ヒキゆるコト有アる。何ナニぞコト。

其後佛を造ツクり經を寫ウツし。三寶を供養クウヤウして。父チチが受ウケる所の罪を贖アガひ。黃泉ヨミ小チ至キりて見ミし。善惡の報ホウを委タテマく録キレして。世ヨに流布リウフせるを語り傳ツタへるとある。是コノぞ皇國ミヤクニにて。變現ヘンゲン地獄ジゴクを行ユクく。實事マコトコトの有アし始めあり。

是コノより以前イマヘ。神の御世ミヨ乃ナラ。數千歳スズクニサウジの間を更カへも云イハはる。神武天皇カムヤマト元ハジメ年トシより。此慶雲キキウ二年ニニまで。千三百六十五年チヒャクサウジウゴトシの間。一人ヒトとあて地獄ジゴク小チ行ユクて。其躰相シカラタテを見ミる者無ナシしを。欽明天皇キムメノミコの十三年ジュウサンネン。佛法渡フツポフりて以來イデ。此國コノクニに見聞ミクワせざる。廣大コトワカシ不測フソクに妖驗ヤウケン。いや次ツギく小チ起オキり來キて。遂ツヒ小チかく唐土タウチを同様トウガウに。かゝる實事マコトコト。見聞ミクワする事コトとれも成ナぬる。是コノをもて摠ツトじて

佛道の不測どもは。彼道の渡ると共レ。副ソレ來キ於テ依レ釈モ魔トモども
此。変現スル亦モ依レ事を辨スふべし。尚モ今昔物語ノ記セる。元
興寺ニ智光ト云ハりる僧ト。行基法師ヲ嫉ミ悪ムめる小據トで
て。暫トく行クる地獄トは。正ニしく行基ガ幻術ヲ以テ。示セ
ふる依レ事云も更レ也ト。

諸レ之ノ後ハ倍スく。此事有シ中ハ。靈異記ニ今昔物語集
小。聖武天皇ニ御世ス。摂津國東生郡撫ナ凹ガ村トいふ處ニ。大キ
に富トえる人有ケ也ト。此人漢神ノ崇ヲを負ヒて。其事ヲを遁カれむと。
七年ヲ限リて禱ヒ祭ルけける程ハ。毎年ハ一ツ牛ヲ殺シ於テ七頭ト
の牛ヲ殺サせり。七年既ニ祭ヒ畢テ也ト。其人重キ病ヲを受ケ

て醫藥方療スれども愈ズ。卜者ヲ集メて。祓ヒ祈ルると云フ也ト
も。弥チ増シ小病ト也ト。

桓武天皇紀。延曆十年九月。斷伊勢尾張近江美濃若狹越
前紀伊等國百姓殺牛ヲ用祭漢神ト見え。三代格ハ。此官符ヲ
載セられしは。此頃の人ニせし事ヲ見ユ也ト。諸其神ヲ。何レ
ふ神ニあむ。いま考ヘ。甚キ悪キ神トは聞クえり。まニト
者トは。卜部氏ニ祓ヒ祈ルとほる人ヲ依レべし。今昔物語集ハ
也。陰陽師トせり。

爰コ小病者思ヒりる。我身小重病を得シは。年來牛ヲを殺セる
罪ヲよる故アラむと思ヒて。病ヲ臥セる年ヨ也ト。毎月六齋日

小關カケ戒を受け。方カタく小使シヤクを遣ツカして。生物イケルモノを買カひて。放生シヤクを行
ひけり。而シカる小七年の末シヨに至ツキて。遂ツギ小死ぬる刻トキ小何ナニぞ思
ふオモひ。妻子ウチノコよ云イハはらく。我死シあむ後ノチよ。忽タチち焼ヤらば。九日置オキと
きと云イハは。妻子ウチノコら遺言ユイゴンれおとく。葬ハクムらば。有アりる小。九日と
云イハは。活イキて語カけるは。其コノ悪アクき輪リンをハ聞クく。其コノ悪アクき輪リンをハ聞クく。其コノ悪アクき輪リンをハ聞クく。
かく迷マヨの心出デる。所ココ謂イハ魔縁マエンにて。変現ヘンゲン地獄ジゴク小伴トナリをレて。
誑マコト惑マコトせら。因ユヅリありりる。憐アハレむべし。雜令ソコ云イハ。凡ツツ月ツキ六ムツ齋サイ日ニチ。公
私シヤク皆ツツ断ツツ殺ツツ生ツツと見ミ也。此コノ月ツキ廿ニ八ハチ日ニチ。廿ニ三サン日ニチ。十四シヨウ日ニチ。廿ニ九ク日ニチ。十
五ジュウ日ニチ。三十サン日ニチをいふ。佛經論ブツキョウロンとも小依ヨて。定サダメられルるあり。又
よく妻子ウチノコ等ト小云イハる言コトを味アひて。釈魔シヤクマの態サマをレ事コトを知シべし。

然サるは實マコト小死シむハは。九日有アて。甦イカヘる事コト成ナはぶ。死シ小知チべき
由ユあり。此コノ釈魔シヤクマ化カ幻マギをもレ見ミる。依ヨ態サマあり。故ユ。家イヘ小残ノコれ
る妻子ウチノコ。もし實マコト小死シとシ思オモひて。焼ヤキらむハは。地獄ジゴクの狀サマ
を語カら令シムべき。便タヨリあり。故ユ。自然シヤクの如トシく。加カ九ク言コトしめルる物
あり。下シモ小舉アゲる讚岐サンギ國クニの綾アヤ氏ノ。富人トミビトに死シる依ヨ時トキ。行者ヤクシャ小
託カて。我身ウチノカラダを七日置オキと云イハは。有アるも是コノあり。
我死シ時トキ。牛頭ウシカミ小て身カラダは人ヒトあり。七人出デ來キて。我ウチが髮カミ小繩ナハをレ於ケ
け。其コノを捉トて。立衛タチヘりて。將行ヤテキし。小前路マエノミチを見ミれ。樓閣ロウカクあり。此
を何ナニなる宮ミヤぞと問トふ。七人の者モノ眼メをレ瞋イカかして。我ウチを皆ツツみて。
云イハ事コトあく急イソぎ往イけと迫セむ。既スデに門内カドノウチへ入イぬ。是コノは。我ウチみぢうら。

閻魔王宮へ到ると知る。王此七人ヲ向ひて。此を汝等を殺せる
讎^{アタ}。答云く當^{ケラ}小是ありと。七人各々膽^{ナス}机^{ツグ}と。刀を成持^{モチ}出^デて。我
等を殺せる如く。膽^{ナス}小造^{ツク}て噉^タはむと云ふ時小。千万餘人忽^{タチ}
小出來て。我を縛^ムる繩^{ナハ}を解^{トク}て云く。此人の咎^{トガ}ヲ非^ヒぶ。祟^タる處
の鬼成^{ヒツ}祭^{ヒツ}らむ為小殺^スせ。然れを鬼神此咎^{トガ}ありと。余を中^{ナカ}
居^スあて。千万人と七人此。咎^{トガ}の有無^{ヒコト}を毎日小訴^{ウタヘアラフ}争^マふと。火也
水と比^ヒ如^シし。琰魔王此理非を判断し給ふこと能^アむ。而^{シテ}小
七人の者。あむ強^{アチカキ}小申^{マカ}して云く。此人我等が四足を截^{キリ}て。廟^{ミヤ}
祭^{ヒツ}せ。然^{シテ}是^レは此を得^テ。膽^{ナス}小造^{ツク}て食^クはむ也。千万人もまゝ。
王ヲ白^{マカ}して云く。我等よく此事成^ナ知^ルれ。更^サ小此人の咎^{トガ}小非

也。鬼神の咎^{トガ}ありと争^マふ。王此事成^ナ定^メ煩^{ワザラ}ひて。八日を遷^ヘての
明日小參^{マカ}れ。判断せむ也告^{ツク}ひて。各々返^ヤし遣^ハれ。九日といふ
小集會^{カサヘアラフ}とて。訴^{ウタヘアラフ}争^マふこと前の如^シし。閻羅王成^ナあはち。員^{カサ}多^ク加^フ
方^カヲ就^ツて判断せむ也。千万人此方を理^{コトワリ}と定^メられぬ。
此れ千万人を。六齋日小放^{ハナシ}する生類ともれるよし。下文小
見^ミえ。さ。是^レはう。正^マの事成^ナさ。予小定^メえ煩^{ワザラ}ひて日を延^ヒ
き。員^{カサ}多^ク加^フる方小就^ツて判^ハせるを思^フふ。閻羅王といふ鬼^モは。
いとも英断^{ヒコト}あり。鬼^モあり。正^マ。かく不才不明の物小して。断
獄の官^カ。協^カこと。實^{マカ}小其任^ニ。當^{アタ}らば。決^キめて非道^{ヒトコト}ある判断
多^ク加^フるべし。多少^{オホキ}を別^{ワカ}ち。多^ク小就^ツて定^メむるは。拙吏^{シラ}此^レ已^ニされ

正。千万人此を非とほきども。是ある所也。千万人此を是と
せれども非ある類也。常多加るを也。主は流閻魔王かく聰
明あらゆる故也。其從者の獄卒どもの。奸を行ひて。人を非
命小おとし。殉ゆる事も少からず。
七人の者此を聞て。舌嘗をちて唾を飲み。膾を切り。突突嗽ふ
效を為し。妬み歎き。刀杖捧りて立て各云く。怨を報さること。
限れき愁あり。我等此を忘れず。後小れを報ゆべしと云て。各
各去りぬ。千万人を我を敬ひ。幡を擎げて。王宮を出し。輿に乗
せ。前後左右を圍繞し。讚歎して送る。彼衆人これ一色の容を
作せり。爰小我問云く。汝等は誰人にて我を助くると云へむ。

答云く。我等は汝が年來加ひて放てる生類あり。今恩を報ゆ
るありと云し。世語り也。其後を増く誓願を發して。效小も神
成祀らば。深く佛法を信じて。已う家小幢を立て寺と成し。佛
を安置し。法を修し放生し。其後は此人を。那天堂を号する。
終り病なく。九十餘歳ふて死むると所也。

撫凹村小。堂を立ふる人あり故也。かく号る形依べし。此事
今昔物語に載る所也。靈異記を採れりと見ゆ。互小文
此精粗何れを。合せ見て。其宜き小從ひて記し。抄。
斯て撰者の評小。鼻奈耶經說。迦留陀夷昔作天祀。主由殺一羊
得怨報。所殺云く。最勝王經說。流水長者放十千魚。魚生天上。以

四十千珠現報流水長者。其斯謂矣と云ふ。此地獄を見せし依
幻術を信ふ此謂りて。此頃諸國。漢神を祭る事流行しうば。
遂小は其道の弘まる。妨と成らむ事哉思ひ。且は右の經説ど
も子叶へて。放生此功德ある由を。勧めむと此態を見よと。
はと此御世小。讚岐國香川郡坂田里小。夫妻共う綾君氏アヤキミの
る富人有り。其隣極めて貧く。寡子て子もれき老嫗の
在けるが。常小其富家小行ふ食を乞ふを。家室憐みて。日々
小食を與ふ。家主此を厭ひて。此後を自分此飯を分て。與へ
よと云ふ。家室竊小。我が分飯を分て。養ふる程小。釣を業と
ける者あり。海りて釣を為る小。鉤繩小。蠔十具噉著て上

べき。彼家主此字買はむと云ふ。釣人米五斗小賣らむと云
ふ。家主釣人の云如く。直を渡して買取り。僧を請じて。呪願
せし免て。海小放り。其後家主。從者と共う山小入て。薪を
伐る小。枯松木を登りて。木より落て死り。然る小其
人。或行者小託て云く。我身を焼とれく。七日置されと。行
者の語小。隨ひ。山より荷ニナ持來て。期日を待ける小。七日
小至りて。蕪りて。妻子小語云く。前小僧五人。後小俗五人有
て往く。其道廣く平小。直きと墨繩の如し。其路の左
右小。寶幡を立列あり。前小金宮あり。此を何ある宮ぞと問
ふば。後なる俗諺小云く。此を汝が家室此生はく宮なり。老

姫を養ヤシふる功德小よて。此宮を造ツクれるあり。汝我字知チて
てや。吾答ワへて知らばと云子は。俗云く。我等僧俗十人。汝
が買カヒて海小放ハナちし蠧カキ十具ありと。其宮の門に左右小額カシ子
角ツノ一生オヒある人あり。太刀杖捧サりて。我頸ツノ切キらむと云。此僧
俗諫イサめて切キらば。門の左右小馥カクしき膳ツケ字供ツナへて。諸人
食クハしむ。我其處レ子居ルて。七日飢ウツて口よて焰ホホを出シた。十人の
僧俗云く。此汝が老カウ姫小食シを施ホシさば。厭イハひ慄ニクめる罪ツミ也。報クハる
てと云て。僧俗十人我を將チて。返カヘ来ルと思ふ程ハ子。蕪イカれテと語
り。此也有ルも。放生施食シ字勸スむる状サマい。能レ似シり。此事も
靈異記と。今昔物語と見ミる所トを合アせ見て記シせ。

果ハして此幻術の驗ト也。其長者は。效イも神を祭マツらば。甚イし
此佛法者と成リて。世トも放生を。比ヒひなき功德也。して。此御世
よ。八幡宮に放生會と云事コトらへ始め給タりるも。斯カる事コトも
此多オホ有カリしを。朝廷トは。聞キ食シされし故ユを有ルべき。
石清水放生會の事コト。巫學談弊ヒ論ハれむ。此コトは記シさば。
は。二書フタ小。同シし天皇に御世ミ。讚岐國山田郡小。布敷フシ臣シ衣キ女
也。いふ有リ也。此女重オモき病ヤミを得ユ。時トキ子偉タカしく百味ヒャクミを供ツクへ
て。門の左右小祭マツ。疫神ヤミカミ子賂コトして饗ウケふ也。

姓氏錄に皇別ミコ子。布師フシ臣シ布師フシ首ウタといふ姓有リて。建内タケノチ宿禰スネ、
男ヲ葛城カサキ龍津リウジ彦ヒコ之後也。とあり。其餘流ユあるべし。疫神ヤミカミを祭マツれ

る事は古史第九二段此傳。まゝ玉禰小論るを見べし。
而依間小。閻魔王此使の鬼。其家よ來て。夜女成召はし。其鬼
走て疲きて。祭の食を見て。魘りて此を食りて。鬼既り女を
捕りて行むとほる間小。語云く。我汝が饗成受けつ。此恩を報
せむと思ふ。もし同姓同名を依人有かと云ふ。女答云く。同國
此鶺鴒郡子。同姓同名の女有といふ。鬼此を聞て。此女を將て。
鶺鴒郡の女此家よ行て。其女小向ひて。緋袋よ。一尺許の鑿
をとて出て。此家の女此額を立て。召將て去りぬ。彼山田郡此
女成免し扱れむ。恐く家小歸ると思ふ程子活りて。彼鬼を鶺
足郡の女を將往りる。閻羅王待校て言く。此を召ふ依女小

非也。汝錯て此を召せ。然れを暫出の女成留めて。檀小往
て。彼山田郡の女成召べしと。鬼憊は事を得。遂小山田郡の
女を召て。將來れ。閻魔王見て。此召て依女あり。彼鶺鴒郡此
女成返はべしと。鶺鴒郡の女。家小歸れむ。三日を經る間小。其
女の身を焼失ひ扱。女此魂身れく志て返入る。去と能を。更
小還て閻魔王小白さく。我返されと云。亦も。躰失せ
て寄付く處なしと。
か。依事此有が故。死と死小多くは勿燒そと。断て置て
死しむるれ。何小釈魔の太じ心配。非交や。まゝ今昔
物語小。一條の攝政殿と申人御り。其御子小。兄を右近少

將舉賢と云。弟をば左近少將義孝と云り。義孝の少將也。幼り。了り。當時より道心有て。深く佛法を信じて。惡業を造らば。魚鳥を食む。況や自殺生を依事は。永く无かり。只公事此隙。常は法華經を誦し。弥陀の念佛を唱けり。而る間。天延三年と云年の秋。世に中小。瘡瘡と云病發て。極て騒り。了り。少將瘡瘡を煩て。内にも參らば。云り。依程。兄の舉賢。此少將も。同く煩て。寢殿に西東臥て。あむ。共り。煩ひ。依。兄乃少將也。只三日重く成て。失り。れば。枕れと替て。例に失する人の如く葬して。了。其後三日を経て。母の御夢。兄の少將中門。此方。小立て。極て泣く。母

臺の角。小して。此を見て。何と入。給をばして。此くは泣給ふ。ぞと問。られ。少將參らむ。せは思へども。得參ら。我閻魔王。此御前。して。罪を勘られ。依。小。此を未命。遠り。了。速。可免。とて。免され。返來する。小。急て。枕を被替。り。れ。魂の。入る。方の。違て。活る。事。成。得。了。迷。い。行く。也。心。疎。き。態。せ。させ。給へると。恨。依。氣。色。小。て。泣。と。見る。程。小。夢。覺。ぬ。母。夢。覺。て。後。思。し。む。事。何。許。あり。む。せ。有。をも。思。ひ。符。を。べ。し。

其時小王使問云く。彼山田郡の女は。躰い。ま。ご。有。や。使。答。云。く。未。有。也。了。く。小。王。彼。女。了。然。ら。む。其。山。田。郡。の。女。此。身。を。得。て。

汝が身とせよ也。此に依て鵜足郡に女の魂還りて。山田郡の
女は身小入。甦りて即言く。此に我家に非也。我家は鵜足郡
小有り也。父母活れる事を喜ぶ間。此を聞て。汝を我子如く
思ひ忘れしるか。と云ふ。女更に聞て。家を出て。鵜足郡に家
に往て。此に我家あり也云ふ。其家の父母。知らぬ女の來れる
を見て。驚き怪み。汝を我子に非也。我子は早く焼失ひてきと。
其時。子女具小。冥途の事を語れ。父母聞て。泣き悲みて。生じ
し時の事とをを問ふ。一事も違ふ事なし。然れを其躰に非
也と云へ也。魂現る其躰は。父母喜びて。此を哀れみ養ふ。
山田郡に父母此を聞て。來て見る。正しく我子の躰あり也。

魂は無きと形を見て。悲み愛はる事限なし。然れを共小此を
信じて同く養ひ。二家の財を。此女一人小付囑し。此女は現る。
四人に父母をもちて有り也。此を思ふ。饗を供へて鬼神を
賂ふ。こき空し。死功小非也。まゝ人死すと云ふとも。葬事
を急ぐべうら。自然に。かゝる事も有り也。見也。

此の條も。靈異記と今昔物語集とを。合せ見て記せり。

閻魔王が不明小。斯る姦鬼を使い。人を非命小死しむる事は。
いふ小罪去か。死事小非也。冥官に首長らむ小。然しも
不正に所為の有べき事。はかく闇愚ある物をし。其職に任
じて。人間に賞罰を掌むる佛も。亦不明の罪を遁がふし。

お本閻魔王が不明を思合はべき事ハ。同じ靈異記ハ。猶磐
嶋也。諾樂の□京六條五坊此人あり。聖武天皇此御世也。大
安寺此修多羅分の錢三十貫を借て。越前の都魯鹿津小往
て交易し。船小載せし。家小將來る時小。忽ち病を得たり。船
をば留めて。一人馬に乗て家小歸ゆ。近江國高嶋郡磯鹿
の辛前小至て。睜れむ。三人て追來る。山代の宇治持小
至る時。近く追付て。共て副往く。磐嶋去れを何小往く人
ぞと問へむ。答云く。閻羅王の闕也。猶磐嶋を召小往丸使
あり。磐嶋聞て。召ゆ。を我あり。何故小召ぞや。使鬼云く。我
等先小汝が家小往て問へば。商小往て未歸らばと。故て津

小至て求む。汝を召あると累日小して。我飢疲れぬ。若食物
有や。磐嶋云く。唯干飯あり。與へて食しむ。使鬼云く。汝已
が氣小病まむ。尔近於き。但し恐ゆ。事勿れと。終小家小
望む。食を備へて饗はまば。鬼云く。我牛の穴を嗜む。饗はべ
し。牛を捕る鬼を我あり。磐嶋云く。我家小斑牛二頭あり。此
を進らむ。我を免し給へ。鬼言く。我今汝が饗を得る。恩幸
れ故。汝を免さむ。然れども我其罪小ありて。鐵杖百段を
持て打るべし。若汝と同年の人。有や。磐嶋云く。我都て知ら
ず。一の鬼議て云く。汝を何年ぞ。磐嶋言く。我年を戊寅也
也。鬼云く。率川社の許ある相八卦讀小。汝と同く戊寅年の

人あり。汝小替て彼人字召將む。唯し汝牛一頭を饗せよ。あ
 る我が打傷く罪を脱せよ。多為小。我等三人が名を呼て。
 金剛般若經百卷を讀べし。一名を高佐麻呂。二名は中知麻
 呂。三名は槌麻呂と云ひて。夜半小出去れ。明日見れむ。牛
 一頭死すと。磐嶋大安寺に往て。仁耀法師といふを請て。金
 剛般若經百卷を讀しむ。三日を経て。使鬼來て云く。大
 乗の力小依て。百段の罪を脱れ。常食よ。飯一斗を倍して
 賜はせ。今よ。後節おと小。我が為小福を修して。供養せ
 よと喜ひて。忽小失ぬ。磐嶋を。九十餘歳を志て。死き。と有を
 も思ひ符を傳し。

伊吹能舍先生著撰書目 門人等慎記

古史成文

十五卷

神代部三卷刻成

此書は古事記日本紀古語拾遺風土記をたじ免諸古書小有。依
 事實を悉く撰集。免て古事記の文法小倣。以神代より推古天皇。大
 御代まで。記さ。建人書あり。

古史微

十五卷

神代部三卷開題記刻成

此書は上代の事實。元を。取る。修き事。三。終。四。つ。り。も。記。し。傳。り。て。
 初學。猶。徒。あり。何。れ。小。隨。從。を。た。事。を。知。ら。ず。純。粹。の。古。傳。を。知。ら。ず。
 古。と。能。得。さ。る。よ。を。憂。ひ。て。古。史。を。撰。び。あ。る。小。就。て。そ。れ。撰。定。免。と。る
 所以。を。一。段。こ。と。を。具。し。論。じ。明。免。と。依。書。取。る。其。第。一。の。卷。を。春。夏
 秋。冬。分。け。て。四。卷。あ。る。を。開。題。記。と。號。け。て。皇。國。の。古。傳。說。此。起。原。と
 五。諸。祝。詞。日。本。紀。古。事。記。姓。氏。錄。風。土。記。令。式。格。律。此。御。典。和。名。鈔。古。語
 拾。遺。と。其。外。古。史。と。學。び。り。專。要。を。讀。修。き。書。等。の。ら。ぶ。古。學。の。見。識
 を。精。しく。書。著。さ。せ。あ。り。

古史傳

凡百卷計

此書は鈴能屋翁の古事記傳の倣ひ若し古史成文を悉く註解し多
る書りて我々古道に眞意はを修て此書の説盡されぬ也。

古史系圖

大正本箱入
小折本帳入

上下二帖

神代部刻成

此系圖を古史の神代より推古天皇此御世までの御系を正史實錄
小正し著せぬて俗聞小在ると甚く異なり。

古道太元圖說

一幅

刻成

此は古道小志のり人此必お知らずは有まじき顯幽二り多別
る道理の元を自筆して圖に著はし示さむし物なり。

天津祝詞考

一卷

刻成

此書を延喜式ある大祝詞といとも止事なき詞なり云ふも更
なる協が其詞中小天津祝詞乃大祝詞事乎宣祀如此久乃良波云々
いふ詞のりるを故大人多ち此説小其天津祝詞と云ふも即大祝詞を
いふと説多れど其は非ずて別其祝詞の有る由を論ひ定められ
し書なり。

參考神名式

三卷

延喜式の神名式を古道の寶典あると云ふも更なるが印本寫本
とも小誤字脱字多く唱子を誤る殊小多り也故異本どもを
あま校合して正き小従ひ異本此捨がさき字頭小標しお此式子
讀むる心得を有まじき事どもを條に記して附録を爲し合せ
て三卷と爲られし物なり。

校正諸神階記

三卷

此は古く各國のて國司在廳など此記し雷とる神階記の有るを
今は多く凶佚して纒子數箇國殘れぬを校正して訓を加られし物
なり神典學に大有用此書なり。

校正逸風土記

三卷

此は出雲豊後肥前の風土記を除きて常陸風土記及び諸書小引し
依古風土記に逸文を撫い集め校正して訓を加られし物あり。

大同本記逸文

上下卷

此書を平城天皇の大同年中、伊勢兩宮に宮人小勅ありて撰び進
らし免給する。謂も依大同本記あるが、今その全書を心多きと、數の
古書に引用して残れる文を集記せらば、し書なる故、かく號けら
れぬ。此より神典學に大有用此書なり。

每朝神拜詞記

折本一帖 訂正再刻成

此は我々のみ門生に徒り、日く不必拜を修き神く、あゝ先祖の祭屋を
白の詞を教示さるる物なり。

玉多ひき

十卷

二帙刻成

去は右の神拜詞記を本文と爲し、其の於ける、其神々の御傳及び神
拜の意得、まゝ先祖の祭りかゝりて、都て世に在る人、今日に心えを講
説せらるる、其講本を其終り上木しある物あり。

神字日文傳

上下卷

此書は我が皇國の元と文字ありしと云ふと、故大人も種々論
じ置れども、其誤ある事を辨じ、十三體の神字を得て、其を一體お
し、論じて、上古の文字有しとを説徴し、それより延て、肥人書薩

人書等の論、及び朝鮮に謂ゆる諺文と云ふも、原を皇國の神字を
傳りて、後、製を改め、依字形する事、あてを論辨せらるる書あり。

疑字篇

一卷

此書は上は神字日文傳を著せ、依りて、俗に有る偽字の惑はし
き限をを擧て、少く論辨字加、日文傳に附録と爲らるる物なり。

靈能真柱

上下卷

刻成

此書は天地の初發、此狀を十箇の圖にかき著されし書、我が皇國の
萬國に上り、依國ある所以、字明し、神祇に御功德、風雨雷鳴等、此本説
お、顯事、幽事のわけ、あゝ火忌、此と禍福、互り往りはる所以、まゝ
人魂、此行方を論じ、古道を學ぶ人、必見、後き古學安心の書あり。

赤縣太古傳

十二卷

此の書は、唐土の古籍を管く探り、彼國の傳はるる古傳を正し、稽予
て、太一傳、盤古傳、三皇傳、六皇傳、太昊傳、神農傳、黃帝傳を多て、少昊、顓
頊、帝嚳、堯、舜、禹、此世までの事を論註して、彼國も我が皇神とち、開
闢し坐る事實を明し、彼國の古史籍を讀む者の、木鐸と爲らるる書

小て此書前子西蕃太古傳と号けられしを後子かく改られり。

志都能石屋

講釋本二卷刻成

此書は醫藥方術の原を大名半邊少彦名神の始め給いて唐土を始
め諸蕃國の傳をれる事おし皇朝及び唐土此醫道の制度相符ふ
由ふし及び方術を以て未病を治し醫藥を以て已病を治る古此
道ある事おし醫業此人を更ふ世に在る人を必醫藥方術を學ぶ
疾き事おし古方家後世家と稱ふ療方互不得失あると且世の醫
家者流此道の神仙より出る由を知らざる故に醫術は知れども
醫道を知らざる事論じり初人體の官能及び養生の由をおし專
と讀修き書とも此事を周れ老子と管子葛洪此傳とを註せ依因
因小論じまゝ其未取總て醫道の要領を記されし書あり。

皇國度制考

三卷

此書といふし尺八都加阿多ハ比呂あどいひし略度の本義を更
あり其よてあて丈尺寸分あどの精度は出來し本を畏きや皇大神
の御長より起り其尺やがて今小傳する曲尺にて古今それ長短を
訛ること無く後子令の御定ありし時小大尺小尺を立給ひしも
即これ尺にてう於て唐制を用ひ給へ依り非ざることまゝ謂ゆる

吳服尺鯨尺をえじめ諸尺は沿革を何らし古今此學者の度制を論
じし書數十部あれど一人も皇朝固有の尺を知れる者なく其論
説の安否はよし正史實錄に徴して悉く論辨を加へ總論は未だ
人たよし加尺小於くやも我々杖やまと島根に立むとぞ思ふと
いふ歌をよみ添られり。

赤縣度制考

三卷

此書を古今の學者とら此尺度考小皇朝固有の尺度を誤りて西土
隋代此尺あり唐代の尺ありれと論するはみ非れ依り辨する
小於きて彼土此尺度も其原を人辨より起れるがまゝ太昊伏羲氏
取成の時より皇國此尺を二寸五分減じて傳へ給ひし由來まゝ殷
周二代も殷尺周尺とて別小制としうと世小普務く行われ太昊
此古尺確乎とて後漢の世まで傳をり其よて謂ゆる六朝唐宋を
履て今の清代に至るまで凡そ四十餘種の尺は出來し由來まゝ
量此事小於てを周代よりあて律呂此説を附會して説來れるは於
きて止ことを得ば歷代樂律の沿革も及び必竟する所を歷代の
尺一初も皇朝の尺も同じきが無き事を歴史及び諸書に折衷して
論じ定められり。○右度制考二部を屋代輪也翁の需小應じて撰
はれし書あり。

赤縣歷代尺度圖

一枚

刻成

印度藏志

二十五卷

此書は謂ゆる一切經藏を探索して天竺國の風土國初に至婆羅門
此教方より釋迦一代の本説佛道を作爲しゝる所以及び諸佛經一
部も釋迦の傳子とる眞此物なく盡く後人此依託する所以まゝ其
道漢土を経て皇國に傳はる干宗は分里とる所以おのくそ此宗旨
の本意を博く佛法に經論を徴して論はれざる書なり

巫學談弊

四卷

此書を俗に兩部神道と云ふ有至此は古の奸僧ども皇國に神國
小して佛法を信むる人此少きを信ぜしめむを欲して神道に佛道
を混合し亦それを行いて後人唯一神道と稱せし道字作爲して儒
意を混合し其の言ふこと悉く儒意佛意にして更し神道の
眞面目小非ざる事を委く古書を徴して論せられざる書あり

古今妖魅考

五卷

刻成

此書を古今に記録物語書等を採りて謂ゆる天狗妖魅の種々不世
を亂し或は地獄極樂と云ふ字變現して人を惑はし或は異驗を
も見せて人々信を起さしむる有るを説き且そ此物等三熱
此苦みと云ふ事の有る因縁を具し論じ徴されざる書あり

古今乞盜考

卷數未定

此書は源順朝臣に和名鈔人倫部乞盜類の所不巫覡と標して説文
巫祝也也和名加牟奈岐文字集略云覡男祝也乎乃古加牟奈岐祝祭
主讀詞也と載しれあるを師に若き程は甚く非類ある事と思は
れしを古く八幡大神の神託と偽りて弓削道鏡に皇位を得しめむ
と謀りて惡現と云ふ如茂川を流して伊勢兩宮に大神我分山了
飛遷坐する由を内奏し兩宮の御榮え字奪はむと謀りて神官ま
伊雜宮を伊勢に大神神に本宮ありて誣いて黒瀧の潮音といふ妖
僧と語らひ舊事大成經と云ふ妄書を作れる神事など事と思ひ
まゝ今世の神職ちふ徒を視る小多く僧徒の所爲小倣いて乞盜風
ある所業を爲しまゝは師の門に入つて正しき神道に聞けりも
唯口をたみ其是を唱ふ其行を改め交好曲ふして神祇を蔑如を
爲す多かる小近ある順朝臣此卓見ある事を悟り得て其行迹を筆
記し然る倫の魂此行方を論定して後來の神職等を誡めむと深

く思ひ慮られざる書あり。今古人の名をこそ出さるれ。今人此名を未だ出さざる。其を見直し、聞直し、教訓して、終に其非を改めざらむ時、其名を書加ふむ。此心構ありとぞ。尤加し。

天柱五嶽考

上下卷

此書を漢土に五嶽を知りて人をも多し。此世界の天柱五嶽を知りて人なき事を憤りて世の始を不皇天上帝此を立てる由緒を其在處を考ふ。其帝と稱ふは我が伊弉那岐神に御事あり。由は印度の古籍に謂ふ。須彌四洲此事をも論じ。因に印度に謂ふ。大梵自在天王。帝釋天を稱ふ神の何なる神と云ふことあり。小論に及ばざりし物あり。

皇國異稱考

二卷

刻成

此書は唐土に古書小扶桑國と云ひしを即皇國此事あるを和漢に學者より別國のふと論じ來れ。我が非ある由を諸書に徴して論定し。於彼國初不出し。三皇伏羲女媧氏時と云ふも其扶桑國より渡れる由あり。即我が皇神あり。此事に大概を論じ。扶桑といふは櫻枝の事。まゝ因に倭國君子國日本國若木國大人國と云ふ國號のふとも考ふ。記しこれし物あり。

三神山考

一卷

三神山とは蓬萊瀛洲方丈を云ふ。此と晉終く人の知れるが如し。然れども此も唐土に東方海中に在るよし。彼國に古書不見ゆ。其を何處を云ふこと詳あり。さるし。諸書に徴して。我が神典あり。海神に宮あり。由を委く考ふ。因に神仙の幽境海市山市形と此事あり。浦嶋子が事をも論じ及む。書あり。

六家要指論

三卷

史記は自序中ある。司馬談が六家要指を論へる條を本文に取。て諸書を引きて。其六家の要指を委く討論せられし物あり。謂ふ。六家とは。道德儒墨法名。金易を云ふあり。我が大壑平先生の古學の大體を知む。欲する者は。於此書を視て觀たべし。

鑿宗仲景考

一卷

刻成

此書は古今に鑿人傷寒雜病論。金匱要略方論を鑿。其祖典と尊奉する。其撰者を張機字仲景と傳り來れ。史籍に其傳あり。古書を遺憾に思ふ。此も葛玄字孝先と云ひし真人の寓名あり。由を諸書に徴して。委曲に考ふ。記させし物あり。

金匱玉函經考文

二卷

此書は傷寒論と金匱要略方では毛と一書にして漢土醫方書の祖
あるゆゑと世人の皆く知れぬが如し然れども後人此攬入説多く未
しき徒そ此攬入文を眩惑してそ此真旨を得ざる事を歎き和漢古
今此諸説をも用ふ修きは用ひ傷寒金匱を併せてあらず章を追ひ精
しく論じ徴して古名を復されし物あり

金匱玉函經解

二卷

此は右傷寒金匱の正文を撰訂し次第を正して本文と成し病門を
分ち其發揮せる説より二書此有ゆ依註を折衷して分註せし二
書不足らざ依方論此千金外臺を始め他此古書小散見せるを拾ひ
て附記し治療の活用を示さざる書あり

太昊古易傳

四卷

此書は前八卦稽疑傳と聞えしを後八卦改文られしなり抑太昊
伏羲氏も是扶最本則此神真ありが赤縣州子天墮して天帝の
錫命河圖洛書の真數を因りて八卦を作れる事あり説を起して易
威の事及び今傳るる八卦此方位は先天後天とも伏羲氏の定
めし眞方位に非ざる事あり八卦各々主節あり人その生節に依

聖て本命の主卦定まること又此より疑ひを稽ある筮儀の本
義小及び事此極みも神祇の御徳を仰ぐより外なき事までを論は
れし書なり俗の易家此説とは大に異なる説等あり

三易由來記

上下卷

三易とは周禮に謂ゆる連山歸藏周易あり共すも皆太昊氏の故易
小本於りる易法なるが和漢小易學を為す者蠅毛に如く其末書類
は汗牛充棟と多し依り能く其由來の眞面目を糾し顯せる書あ
く周より今三千年來擬聖の擬易は欺りれて俗の目者ら偽の家
相方位を説く輩あり八卦此眞方位を小得知らずて愚俗を過り
たと及び周文父子が周易を作れる始末は孔子五十にして始め
て易を學べる以來其語に大象の辞を祖述せるが多き事か於十
翼の悉も孔子の作あらざる事ま孔子より次く易學の今世まで小
傳來せる事までを論じて末小河圖雜書の事始め此考す小屬さ
る餘論を附録せられし物あり

欽命錄

上下卷

周易の謂ゆる十翼中ある象傳の中小散見する大象の文六十四章
は太昊氏以來の古訓此傳は聖來れる物有依事を悟り得てこれを
抄出し諸説を折衷して注を加す固く道紀を守らむ人は師保無し

て、父母子臨せらるゝ如く、恒小其辭を玩味して、其命を欽ましむ
と、致録せしむる書あり。

象易編

上下卷

俗小斷易と云ふは、上古より象易と云ひしを証れる語あり。此易法也。
太昊の古易は本於きて、神農氏黃帝氏の立と傳、謂ゆる連山歸藏の
遺法あるを、古今小其義を知らざる人あり。八宮納甲、飛伏、世應、六親、此
擲き形也。皆古法は違へる事論辨也。古曆道と左右の照應して、臨
時の稽疑、小便宜せらぬ書也。

春秋命曆序考

二卷

春秋命曆序は、唐土の古史緯書あるが、此考も彼國は止也。天地人三
皇は未より、春秋は謂ゆる獲麟の年までの歴年を、司馬貞が補史記
小、凡三百二十七万六千歳、凡七万六千歳と云ひ、或は太昊伏羲氏
より、周世小至る歳數字、列子小三十餘万載と云ふ、茂始め、荒唐誕妄
此説多く、結入紛るとして、古今論定せる書なき事より、憤慨して、
是命曆序は本於き、諸史百家の説を一切論斥して、其實數を推索
むれむ。天地初めて立し、天皇氏は元年より、伏羲の出興せる元年は
至りて、僅に二万三千一十年あり、伏羲元年より、今は天保二年小至
りて、四千八百九十二年ある事、の由を委曲に討論折衷して、赤縣太

古傳は開題記を準へ、後來彼國の古史學を為す者の、本鐸と為られ
し書あるが、末に上代句一終、下代句二終の歌を記して、日本は神の
所於りしから、此道より人のいふでひら死得めやも、日れも人ぞひ
死き初めり、依るとして、

三曆由來記

三卷

三曆とは、謂ゆる夏殷周三代の曆を云ふ。抑曆を天皇氏は元年、天地
開闢の日を甲子、歳は甲寅、字天元と紀し、久しく真曆を行はれし
を、太昊氏は此真曆は因循して、始めて合朔章節、刊刻紀元の規を定
め、一年三百六十五日、四分日、一、一、一、三十二分、一、氣十五日、七分の
日法、及び一月二十九日、九百四十分日、四百九十九分、此月法を立
て、天常を知り、長久を志す所、以の曆法を傳へしを、神農黃帝より、唐
虞は世を經て、夏代まで用ひ來りて、是謂ゆる夏曆也。孔子は、夏正
此四時之正、不易之道也、と云ふ如く、あるが實も、太昊は古曆あるを、
殷代に至りて、其法を用ひ、然るも、正朔を改めしを、殷曆と稱し、周代
小至りて、正朔を更あり、其推法をも、律數小因りて、八十一分日、四十
三年立る、新曆小革也、しを、周曆と稱し、其より、秦を廢り、漢代に至り、
謂ゆる太初三統は、二曆あり、其は共り、周法を襲用せざる曆也、かく
次く、小沿革し來り、其の事どもを、史漢の歷志、隋唐以前の書中よ
り抄録して、本文と較し、傍諸書を折衷して、講明し、其周は、顯王が

十六年まで氣朔小差と云こと無正しを其十七年即己が孝安天皇
四十一年己巳歳より始めて月行小每三百四年より一日の差を生じ
孝元天皇の十五年辛丑歳より始めて日躔小每百二十年より一日の
差を生じとる事までを委く發明せられとる書あり。

前漢曆志辨

一卷

此書は前漢の曆志不出せる劉歆が三統曆及び譜を班固に推法密
要とも微助とも稱せしむる實に甚く僻曆あるに況て其引くる古書
は年數を杜撰し増減して己が三統の妄説を誣會しいふく後世を
誰惑せる物あるに古今の學者よく其妄を知らず和漢小成れ
る編年類の書等多くを此三統譜の年數を用いて紀年を立とる故
に夏殷周代間の年曆今に至りて偽説を傳ふる事を憤慨して乃そ
此三統の譜を抄録して本文と別し劉歆以前の古書を參考して彼
の杜撰を盡く辨論せられとる書あり。

夏殷周年表

一卷

此三代の紀年今に至りて其妄を傳ふる事職として劉歆が誰惑
小因る事あるに上此辨論を著せる小就て其真紀年を彼の擬紀年
を對攷して示さば惑はしからむと此年表を作られとるわて
上下二層小紀年し上層を史記の本紀及び魯世家十二諸侯表六國

春

表あり竹書紀年等字合せ考へる年表し年々の冬至を古曆小依り
て記し下層は乃その三統譜の年表を連結表して年々の冬至を三
統曆小依りて記し上此歷志辨と竝見て一目より其真偽を解悟すべ
く物せらるし書あり。

太昊古曆傳

四卷

此書も秦漢以前の古書等小太昊古曆の法此散見せる章句を拔萃
し聚めて本文と別し古天文地理歷數此正旨及び干支れ起原その
用法字も辨明して今より古往開闢小遡りて其節氣朔晦掌を指し
てこれを知らん今來無窮の合朔節氣歲差も算術を用ふる事相く指
を屈して推知る神妙此法を發明し撰方撰日の古義をも悉く考
ず明さし書して俗間より用ふる曆類の撰時撰方此書等とは大
小異りして俗の家相方位説小惑溺せる倫をも頓に解悟せしむ
此古傳字開示せられし書あり世より今此日者ら分説を論ぜ
者多き小非ざるども皆知て其非を説くと云むも強言ならん

古曆日歩式

二十卷

此書は太昊古曆の一氣十五日七分一日三十二分此日法をもて天
地開闢の天元甲子より漢元帝が初元元年己が崇神天皇の五十年
まで此節氣及び土旺をも推歩してこれを先天日歩式と名けらる

然る小是より前孝元天皇の十五年辛丑歳より始めて毎百二十年
より一日の氣差を生ぜし後來七千二百年の日歩をも古法よりりて
推歩を究め循環して無窮に用ふべくかき調へ後天日歩式と爲し
先天と合せてかく名けられり。

古曆月歩式

十二卷

此書太昊古曆十一月二十九日九百四十分日比四百九十九分の
月策章節の法をもて月の開關の今天保四年を距こと六千四百四
十年前は日は甲子歳を甲戌ある其歳日より推歩し始めて漢元帝
が初元元年我が崇神天皇は五十年癸酉歳まで三紀四千五百六十
年比積月凡て五万六千四百月の大小閏月その刻分及び朔冬至比
推歩を究めこれを先月歩式といふ然る小是より前孝安天皇の
四十一年己巳歳より毎三百四年より一日の朔差を生ぜし後來三
千六百四十八年の朔策をも其古法を以て推歩を究め循環して無窮
に用ふべくかき調へ先天と合せてかく名けられり。

春秋曆本術篇

一卷

此書を春秋命曆序考以下七部小古曆の法を徴し著せるに於きて
其本術は正式を出し傍に春秋及び左氏傳ある曆日を抄録して對

改せしめ後來春秋左傳を讀む人れ爲し物ふて晉の杜預
の春秋長曆安井算哲の春秋述曆とこれ類とは大さく異なる考
るが故に春秋命曆序考に附録せしむるに也。

太畧曆旋式

一面

此は圓圖式にて最外の第一郭を二千八百八十小分と爲し後天
曆の氣策第二郭を九百四十小分とするは先天曆の朔策第三郭を三
千七百六十小分とするは後天朔策第四郭を九十六小分とするは先
天此氣策を各々別し其中央小れく圓式ありて其を旋回し其
算を用い文即時小先後古曆の氣朔を求めらるる捷徑の圖式あり。

弘仁歷運記考

一卷

此書を我が皇國の上古伊邪那伊邪那美神の御世より皇孫
藝命の天降までを天神祇王代記和漢合運圖帝王編年記と其外
古紀年代記類も何れも數百萬歳ある由の異説紛々として一定せ
ぬまよと邇く藝命天降より神武天皇は御世までを是歷運記と一
百七十九万二千四百七十餘歳と有る後人日本紀に神武天皇卷
も書加すされど此も荒唐ある説にて實は天降より神武天皇元
年辛酉の前年まで二千四百一年あり其七十餘年を神武天皇は御

世子加す。其元年より是天保四年に至りて二千四百九十三年あり。其を合せては天孫降臨より四千八百九十四年あり。事を是記し。春秋命歴序とを照應し。和漢の古書を参考して説微し。其天降以前の歴年數も推古天皇以前いまだ漢曆を用ひざり。依上代の曆法をも考明されし書なり。

古史年歴編

一卷

此書を自撰の古史成文の本抄き。右の命歴序考及び歴運記考に依りて。天地開闢より此年數より皇國を遷り。天命天降元年。唐土を太昊氏取成。此元年より定年契して。一紙六十一年の紀年を立て。推古天皇の御世までを記し。加古例の効ひて。印度及び其餘の蕃國の大事をも往く。載されり。抑是編を古史の多處に撰ひ。上此歴運記考を。此編は為し考。命歴序考より。月歩式に至る七部は。歴運記考の多めり。著されり。書等あり。然れど讀べき次第を。必右の如く。命歴序考より始め。此編に至るべき物あり。

天朝無窮曆前編

六卷

此書を故鈴屋翁の眞曆考。皇國の上古は。天地自然ある眞曆のみあり。月次日次此曆法ある事なく。日本書紀ある紀年曆日は。其

後より。推當する物あり。趣に説れ。是より前。並川春海翁の日本長曆。まゝ中根元主の皇和通曆。書紀ある曆を。西土より。其法を。皇國固有の古曆ある由を記せり。此を互に氷炭相反する説あり。就て。此兩説を折衷して。書紀ある曆法の起原を。伊那那岐大神。漢名天皇氏。は。大國主。神。漢名太昊伏羲氏。の合朔。調へ給ふる。其法。小先天。後天の別ありて。其先天。此曆ハ。皇國及び赤縣州。小も傳はりて。彼邦。謂ゆる。太昊甲曆。此を。漢土より。其曆ありと云ふ。其後。天曆を。皇國のみ傳はりて。彼邦。小も傳はりて。皇國の上古。小曆法。無じ。其を云ひ。難き由を。始め。その赤縣州。小も傳はれる。先天の曆法。此より。西方の諸國。小も流傳して。万国の祖曆ある由あり。和漢。此諸書。不參攷して。第一卷。其諸論及び。此曆術をも出し。第二卷。よ。第六卷。までは。其曆法。其も。書紀の年間。を。一千三百六十四年の紀年。を。扱く。其書紀。其月某朔。と。ある。干支。數百。ある。限りを。挙げて。古曆法と。違ひなき由を。證し。その。卷末。も。持統天皇の御世。も。始めて。もう。この。曆法。を用ひ。給へる。よ。後。の。沿革。及び。その。曆法。とも。係れる。事。大要。を。論じて。かく。六卷。と。せられり。

幹支字原考

一卷

○著述書目

〇十一

此書を世小千支考とて千支の起原に及び其字義を考へ著せる書等阿まゝ有れど皆その古義を益し得ざるを實ハこれ太界伏羲氏此作れるふて十干此字をもと亀甲の文より出する象形字にて十支の字もそまゝ倣ひて作れりと思ふ事其字義その用をも古説を折衷して委く致へ明されざる書あり

牛頭天王曆神辭

二卷

古の書は世小素盞鳥等を牛頭天王と稱し、また天道神と申し、櫛稲田姫命を歲徳神と稱し、備後風土記に素盞鳥等の御子八柱を所依を八將神と号り、そを曆神と稱する事、吉備眞備公此所為なるが、是よてして古人の妄言、姦巫此妖言色く起て、今しも殊に家相の千妨、方位の万忌を説く者、托なく、容易よその妖説、此退治しが、此由を論ひ、人於因よ、八所の御霊といふ崇神、此列に吉備公の入る由來までを致へ、副られし物あり。

古今日契曆

初編 二編

凡五百卷

此書は皇國を皇美麻邇と藝命の天降坐せる元年、西土は太界伏羲氏の取戎せる元年、當る庚申、歲は歲首、甲辰冬至より、今是、天保四年癸巳歳の冬至、戊寅此日に至りて、凡て四千八百九十四年、積日百

泉

七十八万七千五百三十四日、間の日記曆あり、其尤上、件命曆序考、三層由來記古曆傳、日步式、月步式、曆運記考、此との師説を認る人、小其實験を示し、其年曆時節を、諦り、知れ、免む、作れる書あり、一紙六十日、此千支系をひきて、上下二層、別ち、上層小、世に頒布し、賜ふ、今の寛政曆を以て、天保四年の冬至より、記し、始め、是より以前に施行ありし、寶曆貞享、宣明、五紀、大行、儀鳳、元嘉等の諸曆を、もて、持統天皇此御世まで、溯上、記し、其より以往、日本紀此曆日小、よ、か、の長曆通曆等の書を参考し、下層小、太界氏取戎元年の首、歲甲辰冬至より、其古曆をもて、記し、始めて、今天保四年に至、節氣朔晦、大小、閏月、も、更、多、了、斗、建、五、星、の、當、番、八、卦、十、二、直、亦、と、據、て、古、曆、小、用、い、し、限、を、擧、げ、上、層、の、今、曆、下、層、此、古、曆、通、契、し、て、目、下、小、古、今、此、異、同、を、知、し、免、且、その二層、此、上下、小、和、漢、古、今、の、間、小、曆、道、に、係、る、事、の、大、義、字、所、見、小、從、ひ、て、表、章、し、每、十、年、を、一、卷、と、あ、せ、紙、數、六、十、一、葉、日、數、三、千、六、百、六、十、日、於、り、何、り、猶、後、來、百、六、年、の、古、曆、を、附、せ、る、故、り、凡、て、五、千、年、の、曆、を、れ、む、卷、數、五、百、卷、紙、數、三、万、五、百、枚、と、成、れ、依、を、彼、氣、差、朔、差、此、由、小、依、て、孝、安、天、皇、四、十、一、年、ま、で、を、初、編、を、あ、し、同、四、十、二、年、よ、り、以下、を、二、編、と、あ、し、猶、か、の、古、曆、傳、日、步、月、步、の、二、式、此、旨、を、熟、く、得、む、也、終、古、の、曆、も、次、く、小、作、り、得、べ、く、物、し、て、子、孫、小、遺、さ、る、書、あり、然、て、春、秋、命、曆、序、考、よ、り、日、契、曆、ま、で、數、部、の、書、は、去、然、依、天、保、二、年、八、月、よ、り、筆、を、執、り、初、め、て、天、保、八、年、中、ま、で、小、功、竟、ら、れ

し書等ありて

家相九說辨

三卷

此書を太田元貞號字錦城と云ひし儒者の著せる家相秘訣龍背發秘す九井九藏九竈九厠の訣を傳へたる書等を辨じたる書あり抑今世は家相方位の吉凶を説く者多く俗人は是れ惑ふ者は比ととして多うれど師を然る徒に説は頓論論ふ足と捨置れざるを此元貞はも故鈴屋大人字甚く誹謗せる書をも著はし俗に儒學此大家と稱せらるる人あるが世俗射の家相書を傳へてまはる世人を惑はせる小己ことを得を其說等を抄録し合せて辨論し因予家相方位の眞古義を述て是を講明せしを得有はし其由を七開示せらるし書あり世俗に家相説と其判断に相違せるはと是辨書を見て察せし

神代系圖挂軸

一幅

鬼神新論

二卷

此書を俗の儒生孔子の道を學びて其意を得る鬼神を蔑如することを憤り論語をはじめ諸書より孔子の言行に鬼神及び依事とも字引て微論し和漢古今に儒生の鬼神論に説どもを看破

あて鬼神に有る事を論さるる書ありて此を師の三十未滿ありし時草稿せられざるを世もれ傳たりて見し人ノき書なるが後了次々増訂を加へられり

孔子聖說考

二卷

此書を前子聖知能品定と号けられしを後小かく改められし抑かが上世のをし予語は我が御世の事能こそ神習へ青人草習はめやと云ひ赤縣州の教も人能く聖人君子の所業を學びて小人は志己さ小勿習いと云へり故是教君子よりて神習に聖習をむとけり其聖人と稱し來れる人これあり小孔子に謂ゆる似て非なるが數あるを童蒙に徒ちと眞聖擬聖の辨別を知らば聖人と云へば謾り小尊信する者多きを甚く學道の害ある事をし憤りて孔子此言の聖人及び依遺語どもを論語をはじめ諸書より拔萃して本文とあし一向に其説に従ひ他に古書等を引き徴して眞聖擬聖の名正しく事順に論ひ定めて後來聖學に從事する者の得門楷式とせられし物あり

三五本國考

二卷

此書は皇國異稱考の後編にて赤縣州の謂ゆる三皇五帝とも小皇國の神聖にちあるが早く彼國に渡りて蠢化は民を含養し教導し

給へる由來を、彼、此、古書實録に徴して論じ著されざる書を、
未、孔子の唐虞以前の古傳を、廢する所以に論説あり。

五種類考

合本一卷

此、扶木、暘谷の考、よ、於きて得られし、扶桑記、喬木考、兔木川考、速吸門考、姫島考、此五種、師、此、閱覽を請へる書等、あるを、上條、良枝の勸め、より、て、三五本、國考の附卷とせし、あり。

皇典文彙

三卷

刻成

此、古事記、姓氏錄、續日本紀、以下五國史、及び、令式格、大同類聚、方、古今集等の序表、ま、和名鈔、名目抄の序、など、凡て漢文、ある類を、彙めて、數本を、校正し、訓點を加へて、古学、に、格式と、し、幼童の、読書本、に、定められし、物、なる、故、に、七行の、大字本、あり。

大祓詞再釋

正訓大祓詞
折本刻既成

二卷

此、故、鈴屋、大人の、後、釈、ある、が、上、了、再、釈、出、る、故、に、かく、名、け、られ、り、其、は、此、詞、に、由來を、は、む、め、高山之伊總理、短山之伊總理の事、ま、る、塩乃八百會の事、ま、文中、に、天津祝詞、乃、太祝詞、事、手、宣、禮、と、云、る、事、など、み、れ、後、釈、に、説、と、を、大、き、小、異、ある、考、り、て、未、其、太祝詞考を

附録せらばし物あり。

年中神祭詞記

折本一帖

此、古道、小、從事して、神習、ふ、人、に、れ、年、ごと、小、必、行、ふ、誇、く、思、ふ、所、神事、とも、あり、其、を、正月、御歲、神を祭るを、始め、正月、十二月初午の宮、咩祭、ま、宅、神祭、竈、神祭、甲子祭、鎮魂、大祓、道饗、鎮火等、祭、ま、七月、小先祖の、聖祭、などの、詞、ま、其、祭式を、も、門人、と、ちの、請、ふ、より、て、新、に、記、されし、物、あり。

葛僊翁文粹

附童蒙入學門
四卷

此、葛稚川の子書、中、より、我、が、古学の、人も、生涯、學術の、規則と、あり、る、き、諸篇を、抜、萃、校正して、これ、も、幼童、に、読書本、に、定、られし、物、あり。

古學諄辭集

前集二卷

近頃、遠き、國、の、門人、ま、ち、あり、今、世、師の、門人、と、偽、り、諸國を、遊、歴、する、人、多、る、中、小、師の、う、孫、て、物、し、給、へ、る、諄辭、を、何、し、て、り、取出、して、自作、と、稱、して、傳、ふる、人、も、有、り、其、を、得、て、見、れ、む、師の、本書、を、い、ふ、く、誤、り、或、を、化、を、改、め、る、中、も、非、お、不、く、遂、に、師名、を、汚、す、言、き、事、を、傳、へ、り、て、教、子、を、惑、人、く、小、は、師、に、正本を、傳、へ、給、ふ、と、言、

おはされたる小就て今度師小請ひて其自作代作の諄辞まゝ師の電覽をこひし入りの詞をも集めて我等が加く題名せし物あり。

三大考辯

一卷

此は故鈴屋大人此古事記傳小附録とせらばし服部中庸の三大考を藤垣内翁論破して三大考辨といふ書を著されしを更し辨じ直されたる書を記す。

天說辯

二卷

此は故鈴屋大人の古事記傳ある天説を藤垣内翁の意を承て尾張の小林茂岳といふ人論破して天説辨といふ書を著せれどそれ説却て非ある由を辨じ因小同人及び夏目覺庵など玉の眞柱を論破せるをも合せて論じ及されし書を記す。

五十音義訣

四卷

此書全部の趣意を縣居翁語意考此旨を祖述して五十聯音は神代より有來りて其音圖を輕島宮の御世に成れるが其本位を天地泉開關の次第小符合して初射用令助の活用をぬし加ひ其活機の次第を攷嚴する小五十音各々小自然に義ある故に二音於て重疊

されむ各音の頭を於て五十音於て總て二千五百言あるが此は皇國言を更あり梵唐を始め万国の音韻言語を網羅せる物にて此中皇國小これあり阿行れ下は於てもの二百二十五と良行の上は於てもの二百五十とを除けむ二千二十五言あり其本言を四百五言小て三音四音の言を更あり五音六音此言といへども皆是より轉用假借して數千萬言を蔓延せる物ある事を啓発せられ諸その音色は本を全く五十ありしが後三音を失ひて四十七音とある事れよび其音色言語の起れる由來を天地の初発の時は天皇祖神との其開關の有状を詔ひ傳へ給ひし神語に起りて宇久須都奴布牟由于流に始まる由を一行ごと小論ひ定めて古く阿色を音の初発といひ來れる説の非を辨じ諸古言清濁の事は及びて清濁よし替るとも假字の同じきを皆同語ある由を論ひ然して末小中古より種々音圖ありしが遂に伊章於袁延惠此所屬を錯り世を知らぬ人無しを鈴屋宇斯に至りて其錯置を正し是より此学大に開りて韻鏡悉曇の学者蘭学の徒まで其恩頼り依て其道を開悟せる事さて同心古学は未輩られ書等小此学小付て見捨がと非説あるをも辨存して次ある皇典語彙の開題記に比せられある物にて世の語記家の説とを大に異あり。

万聲大統譜

一幅

刻成

○著述書目

○十五

此を上件の二千五百言を五音の次第に類從して初射用令助の活機を即時に見易く書する譜圖あるが其各音小五十言抄くぬる者の阿行此下小從へる拗音五言は外国言有りて皇国小あき言なり故此を除けを四十五言抄くと成るが奇異は我が大國主神事ありて漢名太昊伏羲氏の西土に傳へ給ひし大術の數五十其用四十有五といふ河圖洛書九宮の易數に自然に符合せる由を圖説に著はし示されしる物にて節義訣に大成圖あり

皇典語彙

卷數未定

此書を上件の二千二十五言を類小從ひて區別を阿加佐多那波麻夜和此九行九章小こりて每章五段まで五九四十五段あり段ごと小四十五言抄くあるは是をまゝ阿加阿伎阿久阿那阿古阿佐阿志阿須阿世阿曾とやう小區別を段ごと小九條抄くは別りて九章四十五段をへて九八十一條あるを本文より立記きて古事記日本紀万葉を始め皇典古書小有る古言舊辭を其條に彙集して注釈を加へ諸先輩の説をも折衷して古語の學問に本經と為られし物あり世の語訳家大う古書中は古語を見得て後小その古語ある事或知るを師が此語彙を元よと吾小古語に有る限りを益して後小古書中よその古語に存するものを拾へりされ世人の

支度とは大き異なる所あり

伯家學則演義

一卷

此を神祇伯白川家此學則の條を委く注解せられぬる書あり

立言文

一幅

此書は師の赤縣州の古典を考究して彼太古傳をはじめ數部の書を著されしる付て或人其稽式を問する小答られし依文ありが漢名をこそ借られぬも實小我が古道の學問に轉用しる於漢學を為修き為小もと記されぬる物あり

五德說

一幅

此は尾張人鈴木朗主の德行五類圖と云ふ物に本抄き猶それ類を増補訂正して人の德行を為べき式目を教示せられし書あり

千嶋白浪

附地圖

十卷

此を去し文化三年小於呂志垂人の不意に我奥蝦夷に來て乱妨せし事始末を委く聞記しは其前後戎狄とも係れる事までを集記して後來皇國取戎れ道辺海防禦の心得よとて著されし物也

歌道大意

二卷

此書ハ、歌と云こやれ発れる所以より、紀記万葉を始免、古のは悉く眞歌を正し故に、其躰自ら質直を正しを、中古此頃よりして、儒佛の意を用ひて、虚飾の事多く、其風自ら卑くまゝ、祕事口傳、種々の禁忌れど出来て、乃道跡く狭まゆ、眞れ宮比を失せて、終はを技藝小落ち、互に虚飾の言、ぐらぼやる事の如く、あてしは、此道の太じき弊ふる事を辨へ、詞を當世に從ふとも、古の如く、眞歌は非ざれば詠出まじき由を論らはれ、且、歌ハ、我が国に大道は非ざ、一の道あまは、歌の道とを稱、ぼもど、只了打任せて、我國の道、或ハ志賀島の道ふど云て、當らざる事までを、辨へ論されり。

志もやれはゆるく

卷數未定

志は、諸国の人々此質問、答ふられゆる條、な依り、鐘も志もやれ、當るはよく響く、ちふ諺あるに依て、かく号けられり。

氣吹舎歌文集

三卷

此は師の時よ、事小觸れて、詠出られゆる歌ども、はら由ありて人小贈られゆる文章、或ハ人の為に考、記られゆる事、又は門人、其外此人乃著書に添られゆる、序文此類を集を記せるあり、猶泄ゆるは、

次く小加ふべし。

西籍慨論

四卷

此書を、皇国は漢学の始れる本縁より、漢土の謂ゆる、夏殷周三代の沿革、まゝ周世よ、儒道といふ道の興ゆる由よし、及び諸子此説區區ある事、まゝ周世以來、此学變り、於宋学、古文辞家、互の得失、まゝ俗儒輩みより、小彼、国を尊崇して、皇朝に御制度、小背ふ事ども有るを、孔丘氏の、尊内卑外の旨も、違ふ由までを、論せられし書あり。

出定笑語

六卷

この書は、印度藏志全部の趣意を見易く、かき記されゆる物ありて、初学此輩、天竺国の風土、佛道此大意を知るふ、此書は及、もの無し。

武學本論

三卷

此書を、皇国の武国にして、庶民と云へども、武を好むこと、異国に勝れゆる由よし、神代より武を専らして、古の天皇命の武を以て世を治めまし、臣さちも、武心を本とて、仕奉れる事、たよそ文武を、車此兩輪の如しと云、予ど、皇国は丈夫あらむ者も、武は骨髄より、文は皮毛よりと心得べき事、まゝ漢土の兵学も、其原を、皇朝に皇神さちの

傳へ坐るあれむ。握機八陣の法を始め、取用ふべき事も多うるを、皇朝の軍法を参考して、治了乱を忘れず、研究せむべし事までを論ぜらむし書あり。

古道大意 講釋本

二卷

刻成

先 初学の徒に、見べき書も無きゆゑ、何れも、猶悟りかて、然るも多うる。此書ハ、師の口授らう説聞せ給ふを、直小移し記せ、故に、何れも、初学此者、あゆも、是は、りて心得易き物、有と無し、我師の門、入らむ人、必まづ此書を見て、古道の趣を知り、辨ふべし。

右は師此三十未滿の時よ。六十三歳にあられり。今年まで草稿成りて、終不次く訂正を加へ、世に著さむとせらる。猶書等あるが中、世に有とし書、少も、校正せられしも、有り。猶この外、編成するもの數十部ありて、都ては百部、餘多し。其中、外不出と定めて、子孫に遺し傳へむとせらる。物等も、數あるを、爰に、其目を出さむ。其を別し、著述書目集む名、於けて、委曲小記せむもの、一卷有り。就て見、原べし。あむも、草案をもの、あて、片成ある物、いと多うるを、其は、稿成る、小從ひて、追々、其目を出さむべし。

天保九年戊戌八月

國友恒足 河内盛征 等記

門人著書類

稿成て師に閱覽を經くる書のみ舉ぐて

天滿宮御傳記略繪入 二卷

刻成 根岸延貞

此を師の此御神代御傳を著さむの心、何れ、當昔此古書ども、其御傳、小用ある事どもを抄録し、あむ説を、形し置まむる物の有を、そ此中より、概畧を抄録して、師に訂正を受て著せ、故物あり。

宮比神御傳記

石摺御神像附

一卷

刻成 石川篤記

此は師此古史傳中小宮比神亦名、天、細、命、大宮能賣命の御事、説れし條、くの大、概、さて宮比といふ言の本義を、何れ、世に、何れ、人ら、あらに、常小、其神徳を、仰ぐべき由、ま、其祭り、及、其祝詞を、も出し、師の電覽を、經て著せむ物あり。

古學二千文

一卷

刻成

生田國秀

此を師命をうけて、西土に千字文の文法、小、倣ひ、押韻の句をもて、天地初祭の事、よ、神代及、人皇、御世、近、く、天正慶長以後、までの大、概を記し、それより、古學の起る、よ、と、以て、玄儒佛易、曆、兵、医、律、令、歌、學等、此事、までを、二千文、小、加き取り、一事ごと、小、自注を加へて、幼童

讀書の料子作れる物あり。

古易大象經傳

三卷

生田國秀

古は師の前小欽命錄と号りて、草稿し始られし書あるを後小其業を此人に委して功竟しめ給へる物にて師の漢文序字添られし物。

彖易編

二卷

同人

此も前小師の草稿し始められし書を後小其業を同人小任されし物あり、其躰裁を上の彖易編に下小述るが如し。

春比紅葉

三卷

川崎重恭

此を去し文政十二年、大江戸の大火災有し事跡を委く記して、火を憤むべき物ある事ハ更にも云々然る時の心得のみとせし著し示せる本也、抑大江戸の如き繁花の地にては、い加し慎むとも加る災事、時々有る事あるを、常小其心掟なくとも有らざらば。

鳥於心し

一卷

同人

古は何人小う有らむと云う言ち小戯書を著して、江戸の海野、小山、田、石川、岸本、屋代などいふ人々と并せて、我が氣吹能屋翁をも甚く譏れるを、その侮むを禦ぎ、按山子の語小寓して論ひ直せる書あり。

靈比小柱

一卷

同人

此書を石見国ある岡熊臣歟しより、靈比真柱小説れし事どもを、いふ小ぞや思ハゆとて、靈の梁てふ書を記て、おちきふゆを是小答すると、師の宣ひ於け給へるあり、小論ひ返しとる物あり。

八尋子

一卷

渡邊之望

古は古事記傳小取用ひられし、三大考の天説を、大平翁をじ先、人の議論して、三大考辨、天説辨等此書あり、故そ我師の論ひ直さむと、三大考辨、天説辨あり、然る小彼人、猶も左小右小論ひて、天説辨之辨、おと云書の出来に依る、尤も無用ひて、甚煩く、果し無きことばあるを、此書を著して、其末を断切とるあり。

石笛記

一卷

宮内嘉長
石上監通

古は去し文化十三年、小師、大人、鹿島香取の二宮小參詣あり、序小、銚子小もれし給ふ時しも、石笛を得給する事を記し、且此物此由來をも、師説小依て記せし、氣吹舎と号けられしは、古の故あり。

日女嶋考

一卷

小串重威

古を記傳小、此鳥此所在を、耽と考定免られざり、其は豊後国れる、伊波比の姫島ある由字、地理小徴して、委く考記せる物あり。

天柱記

五卷

佐藤信淵

此書は天文地理歴數を係れる事を講明せる書あるが如く名けし故に未だ世に生じて出ざる物の始也ハ天日なりて其天日御柱を築立給ひて天の中央に位せ居る是を天柱と云ふ是よりして天地及び月夜を是は星謂ゆる五星二十八宿恒星に至るまで悉く生じて今仰見する如く各々運動を為し事あるが如く生じて所以なるは天文の起本層數術の根原にて是より説出せる書ある故に如くは名けし其本を知らざれば其道を究むること能はず此道を辨るべきハ天神地祇の大徳を知べからば抑我が天皇命を天の下に大君主に坐ませむ皇國の人とらむ者も万國の事知らざらば有るは然らざれば世界は廣きも万國の多きも悉く無用の物と成る造物主あり然る無用の物を造り出せや

鎔造化育論

五卷

同人

此は万物の製練術を講明せる書あるが如く名けし故に天皇祖神は天地を鎔造し万物を化生し給ふ根原の道理よと説著せる書を世に傳へ世に此道字講る者少くはといふも皆その本原を知らざる故に其理究むる事を得ず抑人世必用の諸物悉く地上よと生じてるとはいふも人工を以て製練するは非れば其用を為さざる物多し故に其術を知らざらば有るは是謂ゆる化育の道を賛参して少くも天地に神恩を報ひ奉るは理あるに非ず

實武一家言

卷數未定

同人

此書は信淵が家小修むる所の兵學ある故に一家言と云抑世に兵學を稱する者數百家ありといふも取捨きも少く又水軍の法數十家あれども實用に備ふは少き物あり今や諸蕃國炮術大に開け航海水軍の法殊に詳にして又各々觀覲の心ある時を皇國炮術水戰の法殊に嚴重に備へざるは有るは然るも今昇平二百餘年干戈の事云々少くは如くあれども謂ゆる治を乱を怠れざる所あり却て油断を怠るは非ず故に只實用を主として次々研究を加へて筆記して不虞に備へ少くも國恩を報ひ奉らむと云

農政本論

六卷

同人

此は農事の起原よと凡て此道に關する事を悉く論へる書ある故にかく名けし抑農を國の本とて農政を善くせざれば國富未だ國富ぬれば百事奉ること能はず國家經濟の道此外にあり事あり然るに此書にせしむる神祇御功徳を述べ末に祭祀の粗畧を述まじ此事を論辨せしむ○盛征ら云く信淵著る所の書凡て四部を此中師説に異なる物あり有といふも又以て参考に備ふはよしと師

の許し給するに依て、其はく、小筆於るあり。

農業餘話

二卷

刻成

小西篤好

農業要集

附草木採種錄
一枚指

一卷

刻成

宮負定雄

民家要術

四卷

同

同人

農業自得

一卷

刻成

田村吉茂

右の書等は、各其業の心を盡して、思得たる趣を記して、日用小備、且同志の人々も示さむと著せし物也。○盛征ら云く、右何れも文章比飾ふしと云、と母、其懇切至盡せ、謂ゆる畠水練は類は非也。

參河國官社私考

一卷

刻成

羽田野敬雄

官社とは、朝廷よて祭らせ給ふ社を云ふ、古は其御祭いと嚴重でしを、中古より、儒佛の道弘まれるに依て、神事を粗畧小成行ゆ、終には其名をいふ知らぬをり、或は成と依り、羽田野敬雄、その国に官帳を得て、考證を加ふ、其由縁を説著し、其社々の事跡をも考明して、此書を著せるなり、いと餘の国にも、かくある所らまわしり也。

駿河國新風土記

卷數未定

新庄道雄

此は、正史実録に見えたる事は、更にも云を、後の物と云ふども、取べきは取り、もと今此事跡をも、泄さず記して、最委き書あるが、金くは整へばして、道雄身まると、いと惜き事あるを、

三木一鎌

一卷

生田國秀

此は、神祇權、大副吉田殿の門徒、三木廣隆と云人有て、中臣拔本義と云書を著せるが、神の御典小有はじたり、いと怪しむ注釈あるを、吉田殿のいふく愛給ひて、其家の藏板と為し、普く門下の神職等へ授け、まざる由あるが、其抄は、人々は左生まれ、右生まれ、正しき神の道の太じき妨と、依り物もある、止こを、得て、辨破する物あり。

鄭子産傳

三卷

碧川好尚

此は、左傳及び諸書に出たる、子産の言行、多集記せる物もある、斯く名けぬ、此人固より、宏文博物の君子、小て、国家を経綸する道に賢く、鄭小相する事二十餘年、晉楚れ恥辱を受べ、實に、卿大夫と、依り者の龜鑒と、なせ、尤も、幽冥の玄旨、通達し、鬼神の情状をも識て、其を往、往、国政にも、施し、用ひ、するが、其物学、此、創原を、玄家、黄老の道より、出、する由を、母論、辨せり、師を、此を、大夫、則と、号く、べしと、教、られ、き。

抱樸子集證

十二卷

同人

此は、清孫星衍が、平津館叢書中小收る校正本を正書とせり、抑、此書

葛仙翁の諷博識あるが随ふ。諸子百家の中にも古傳事實の多く
存せるを李善が文選の注解に效ひ其本文は出所を探索して其條
條に徴引けるを肝要とし且脱誤をも補訂し少く考論をも書を牙
とゆかくて師れ葛仙翁文粹の注解母の中にもねむ。

竊慙冤魂

二卷

碧川好尚

師翁時に宣給てく世に惡逆と称する人此中にも実は忠誠義心の
人有て非道の刑罪に罹り當時に其善意善行の顯れざるをいとも
悲く憤ろしき事ふべと宣玉ハけり付て好尚淺見寡聞ふれども國
史を始免記録物語の類より其事跡の散見せるを拾集免淺見安正
の靖獻遺言に射小從ひて本文を綴成し上は推古天皇の御世より
始免下ハ元亨建武に頃小至れり往々小評論字も加へて善を勸免
惡を懲しその冤寃を慙免むとの所為ふれむかくは号けつ。

神武沿革考

武学本論

二卷

同人

此は師の言ひ皇國を万国に卓越する武國にして神代を更ふ人
世とありても武を專要として國家を治免給ひしを中古より儒佛
の道渡りて文字尊び武を卑米られしよ也。乱臣賊子の多く出來た
る由を歎りれしハ實に然る事ある小就て歴史を始免軍書記録の
類に依りて神武は道の沿革を評論あるも此あり。

